

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 16 日)
(第 17 号)

第 17 号
6 月 16 日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第17号

○令和4年6月16日（木曜日）

議事日程（第17号）

令和4年6月16日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第80号

〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第80号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美

9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇道
19	番	山内	里明
20	番	山本	里香
21	番	稲森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	稲垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	村林	聡人
30	番	小林	正男
31	番	服部	富孝
32	番	谷川	孝
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	今井	智広

37	番	日 沖	正 信
38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書記（議事課長）	前 川 幸 則
書記（企画法務課長）	小 野 明 子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐 竹 宴
書記（議事課班長）	藤 堂 恵 生
書記（議事課主幹）	櫻 井 彰

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人

防災対策部長	山本英樹
戦略企画部長	安井晃
総務部長	高間伸夫
医療保健部長	中尾洋一
子ども・福祉部長	中村徳久
環境生活部長	中野敦子
地域連携部長	後田和也
農林水産部長	更屋英洋
雇用経済部長	野呂幸利
県土整備部長	水野宏治
最高デジタル責任者	田中淳一
デジタル社会推進局長	三宅恒之
医療保健部理事	小倉康彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山幸弘
地域連携部スポーツ推進局長	山川晴久
雇用経済部観光局長兼次長	増田行信
県土整備部理事	佐竹元宏
企業庁長	山口武美
病院事業庁長	長崎敬之
会計管理者兼出納局長	佐脇優子
教育長	木平芳定
公安委員会委員長	種橋潤治
警察本部長	佐野朋毅
代表監査委員	伊藤隆

監査委員事務局長

紀 平 益 美

人事委員会委員

降 旗 道 男

人事委員会事務局長

天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月8日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第80号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
80	令和4年度三重県一般会計補正予算（第1号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年6月10日

三重県議会議長 前野 和美 様

予算決算常任委員長 森野 真治

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。9番 廣 耕太郎議員。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○9番（廣 耕太郎） おはようございます。

新政みえ、伊勢市選挙区選出の走れコートローの廣耕太郎です。応援団はおりませんが、頑張っってやりたいと思っております。

いつかは谷川議員のように、たくさんの応援団が来るような議員になればなと思っておりますけれども、ちょっと無理かなと思っております。

まず、第1問目は大麻についてでございますが、それこそ去年、谷川議員がこの大麻について質問されました。神事などで使用する大麻栽培にかかる規制についてということで、谷川議員が去年の10月15日に質問されました。この10月15日というのは、伊勢では一番大きな神事、神嘗祭がある日ですね。すごくいい日でございます。私の誕生日でもあるんですが。その日に質問されました。

私もその質問をさせていただくわけなんですけれども、大麻というと、どうしても悪いイメージというのがありますね。私も最初に大麻と聞いて、やはり大麻、麻薬、マリファナ、研ナオコというのが頭にぶっと浮かぶんですね。ああ、そういうのあったかなと。清水健太郎というのが出てきたりするんですよ。いいイメージがないというか、やっぱり事件性があるようなイメージがどうしても抜けないんですね。皆さんも多分、テレビを見ている皆様も、大麻と聞くとちょっと危ないものやろうというイメージがあろうかと思えます。

ところが、2年ぐらい前ですか、私の友人が、彼は伊勢市内で細々とお餅

屋を経営している方なのですが、そのお餅屋の同級生は、実は耕太郎、大麻というのは大きく二つあるんやと。簡単に言うと、麻薬成分のある大麻と麻薬成分のない大麻であると。

これは、簡単に言うと、普通のビールとノンアルコールビール。ですから、どうしても大麻というと麻薬というイメージがあるんですが、そうではなくて、そういった麻薬成分のない大麻は日本の昔からの文化にずっといろいろなに使われてきたというものでございます。

しかし、戦後はいろんな取締り、大麻取締法というのができまして、どんどんと衰退していったということでございますが、まず最初に、日本における大麻栽培の状況と推移についてお聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 大麻栽培の状況、それから、推移についてお答えいたします。

繊維または種子を採取する目的で大麻草を栽培する場合には、昭和23年以降、大麻取締法に基づく大麻栽培者免許が必要となっております。

厚生労働省の統計によりますと、全国の大麻栽培者免許取得者は、昭和29年の3万7313人をピークに減少を続け、令和3年12月末時点で27人となっております。

免許取得者の減少の要因といたしましては、化学繊維の普及による需要の減少、それから免許取得者の高齢化や後継者不足等、様々な背景があると認識しております。

三重県におきましては、平成30年から1事業者が大麻栽培者免許を取得しておりまして、令和2年の繊維採取量は約65キログラムとなっております。

なお、大麻栽培者免許は都道府県知事が交付することとなっております。大麻取締法及び各都道府県で定める審査基準により審査しております。

本県においては、三重県大麻取扱者指導要領を定め、厚生労働省の助言等を得ながら、栽培の目的や盗難防止対策等につきまして、県民の安心・安全

の確保の観点から審査を行っているところでございます。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 御答弁、ありがとうございます。

この大麻取締法は、先ほどちょっと述べられましたが、戦後にGHQの指示で日本政府がつくったということですね。

なぜか。その理由としましては、アメリカはその当時、マリファナで若者の中毒者がかなり出て、増えて、それで社会問題になっておったと。そして、大麻は絶対規制しやなあかんというアメリカの内部の話なんですけど、日本に来てみると大麻が当たり前のように作られているんですね。これはいかんと。ですから、それはもう全部作ることはならんという話に最初はなったらしいですね。

ただ、そこで日本政府はちょっと待ってくれと、大麻というのは日本の文化には欠かせないものなんだということで、それでGHQのほうに日本政府のほうからお願いして、そして免許制で作れるようになったと聞いております。

しかし、免許制になったとはいえ、先ほどもお話がありましたが、知事が免許を付与するということで、そして、管理要件というのは審査の基準で定めて運用していく、それは分かります。

しかし、栽培者といいますか、生産者の側からいろいろ話を聞いていると、かなり厳しいと。栽培させないようなというぐらいの厳しい要領があると。

ですから、道路から見ると目隠しをせんとあかんとか、全部目隠しをして、そしてカメラもつけなあかんというふうな、なかなか普通ではできないようなことをしなければいけない制約があるとお聞きしました。

ところが、先ほどの話で、やはり県の要領ですので、県がいろいろ決めることができるんですね。

そこで、ちょっとこれを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これを見ていただいて、左に見える緑の部分、これは大麻です。これもそうです。（パネルを示す）子どもたちが並んで歩いているんです。通学路で

しょうね。普通のように生えていますよね、生えていますというか、生息しています。それは、何にも目隠ししていないしロープすらしていない。なぜか。先ほども言わせてもらったように、麻薬成分がないからです。ほとんどない。ですから、トウモロコシ畑と同じかなと思うように、（パネルを示す）子どもたちもこうやって麻の中で遊んでいるんですよ。

これは、三重県の要領から考えれば、それは絶対してはいけない、考えられないようなことなんです、これは栃木県では普通なんです。栃木県では、ああいう形で大麻を作っておるんですね。

大麻は、僅か3か月で3メートルぐらいの高さになると聞いております。物すごい成長も早い。その大麻を、高額なフェンスを作れ、目隠しをしると言われたら、そしたらその生産者はコンクリートを打って、そして柵をしなきゃならない。コンクリートを打つことも、地権者にも話をしなきゃいけないし、非常にハードルが高いんですね。

先ほど言わせてもらったように、麻薬の成分が少ないというのは、これは厚生労働省の医薬・生活衛生局からちゃんと来ています。（資料を示す）これは何かといいますと、伊勢で取れた製麻の中の成分ですね。麻薬成分がどれだけあるかというようなことで、厚生労働省が調べたわけですね。

サンプルが240ありまして、そしてそれをずっと調べますと、全国の平均という、先ほど言わせてもらったようにノンアルコールビールというか、麻薬成分が少ないんですね。それよりもさらに少ない。240サンプルの中で一番麻薬成分が高いやつでも、平均の70分の1ですよ。低いやつだと135分の1。ほかは葉っぱのほうなんか全く検出されないという結果が、厚生労働省から出ておるんです。

ということは、先ほど写真で見せました、栃木県のああいう状態でも何らおかしくはない。トウモロコシ畑をつくるのとほとんど同じやと言っても過言ではないんじゃないかなと思うんです。

そういう話の中で、厚生労働省も、じゃ、今後どうしていくかという、大麻取締法等の改正に向けた論点についてというのを、（資料を示す）出して

おりますね。この中でも、大麻の適切な利用の推進、これを厚生労働省が出してしております。新たな産業利用を進め、健全な市場形成を図っていく基盤を構築していく必要があるのではないかと、こういうふうに出しておるんですね。

厚生労働省は、もうそろそろ改正して、解禁といいますか、麻薬成分の基準をつくって、それで緩和していこうという動きになってきておると思うんですが、であるならば、我々としても先取りをして行動していかなければいけないんじゃないかと。

そこで、今後の厚生労働省の動きに先駆けた対応についてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 厚生労働省の動向、それから、その対応についてお答えいたします。

厚生労働省は、令和3年1月から6月にかけて大麻等の薬物対策のあり方検討会を開催し、その中では、過去の通知の見直しや指導の弾力化を図ることが適当であるとの意見が取りまとめられています。

これを受け、厚生労働省は令和3年9月10日付で、伝統文化の存続、栽培技術の継承等を図る観点から、当分の間、大麻栽培で生じた余剰分の大麻繊維の供給や盗難防止対策について、弾力的な取扱いを行うよう求める通知を發出しております。

また、大麻草の有害成分でありますTHCの含有量に着目した規制の導入について検討を進めるため、全国で栽培されている大麻草のTHC含有量調査を行い、その結果を受け、令和4年3月1日付で弾力的な取扱いをする場合の留意事項について通知を發出しております。

これらの通知を受けまして、本県の大麻栽培者免許の審査においても、三重県大麻取扱者指導要領の基準を基本としつつ、弾力化した対応を行っているところでございまして、具体的には、余剰分の大麻繊維に関して幅広い流通を可能とし、盗難防止対策については、栽培地の場所、柵の高さや防犯カメラの台数を緩和いたしました。

議員から御紹介のありました栃木県でございますですがけれども、昭和23年の大麻取締法の施行以前から継続して大麻栽培が行われておりまして、これらの免許取得者に対しては、品種改良を行った上での種子の管理体制を確保しているなど、長年、有害成分のTHCの含有量が低い大麻の栽培が行われている実績を考慮した審査基準としているものと理解しております。

一方で、平成28年に鳥取県で大麻栽培者免許取得者が大麻の不正所持で逮捕されたことを受け、国から審査基準の厳格化を図るよう各都道府県に対して通知がありました。

本県におきましては、この通知以降に初めて免許申請があったことから、通知内容を踏まえ、厳格に審査を行ってきたという経緯がございます。

それで、このたび厚生労働省は、大麻取締法の改正の具体的な検討を行うため、大麻規制検討小委員会を設置し、5月25日に第1回が開催されています。この小委員会では、大麻草の適切な栽培及び管理や、有害成分であるTHC含有量に着目した規制の導入についても検討することとされており、この夏をめどに大麻取締法改正案の骨子をまとめる予定とされております。

本県といたしましても、栽培者の方の意向もしっかりと聞きながら、現在、規制内容の見直しを検討しているところでございます。

検討に当たっては、厚生労働省に対し疑義照会も行いながら協議しており、現在、国において検討されている法改正内容の結果等を踏まえつつ、三重県大麻取扱者指導要領を改正することも含め、検討を進めていきたいと考えております。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 御答弁、ありがとうございます。

前回といいますか、去年の谷川議員の質問でも、要領に一定の弾力性を持たせるといふ答弁をされています。

先ほども弾力性を持ってと言われましたけれども、去年の10月からどのような、具体的にどここの部分に弾力性を持たせたのか、お聞かせください。

○医療保健部長（中尾洋一） 弾力化通知の後で、取扱者免許を許可するに際

しましては、実際には、4月13日に免許の取得の許可をしたんですけれども、それまでの審査の過程で、まずは管理地要件ということで、栽培地要件と管理要件がございまして、栽培地につきましても、今までの基準でありましたら不許可とするところを、直ちに不可とするのではなくて、盗難防止等の策を講じれば許可するというような話をさせていただいて、結局は栽培地も二転三転はしましたけれども、栽培地の要件についても緩和しておりますし、それから、盗難防止等の柵の高さであるとかも厳格に決めていたんですけれども、盗難防止のカメラの台数とかそういったものにつきましても、今までよりも、従来よりも緩和して、その下で許可したという状況がございません。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） すみません、もう一回これを見てください。（パネルを示す）これは栃木県、先ほどもお見せしましたけれども、全くそんな柵もないし、カメラもないんですよ。柵の高さを云々じゃなくて、柵を取っ払うというのであれば緩和になる、弾力性があつたのかなと思うんですけど、話によりますと、2メートルのやつを130センチメートルにただけだと。結局、基礎は打たなあかんし、作らなあかん。全くTHCの麻薬成分がないにもかかわらず、なぜこんなことをしなければいけないのか。栃木県は、こういうふうにしてやっているじゃないですか。

先ほど歴史がどうのこうのと言いましたけど、栃木県にできて三重県にできないはずはないと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○医療保健部長（中尾洋一） おっしゃるように、大麻草には薬物の有害である成分に着目して規制するという考え方がありますけれども、今の大麻取締法は成分によって規制する法律にはなっておらず、その中で各都道府県の自治事務として要領を定めておりますので、そういった流れの中で起きているということがあります。

その中で厚生労働省としても、麻薬成分の多い少ないをもって規制するというような動きはしておりますけれども、今現在、まだそうならないと

いう事実がありまして、その中での規制ですので、三重県の場合は、大幅に大麻取扱者指導要領を改正しない限り、栃木県のような取扱いはできないという状況というのが今まだございますので、それを今、検討しているところでございます。

確かに、一足飛びに栃木県のようにするというのは、それは麻薬分量に着目したそれだけの基準であれば、そういったことも通るでしょうけど、今の法整備では麻薬の含有量だけで基準があるということではありませんので、そういった中で、今、規制しているという現実がありますので、そういったところと、それから栃木県のほうは今申しましたように、大麻取締法以前から脈々と続かれている伝統もありますし、本県の場合は、厳格化せよと国のほうが通知されて以降に初めて免許申請があったということもありますので、そういった歴史的なものもありますので、そういったものも含めて、今現在、栃木県のような形にはなっておりませんが、その中で今後どうしていくかにつきましても無策というわけではないですので、検討を進めているということで御理解いただければと思います。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 歴史、歴史といいますが、歴史はやっぱりつくっていくものでありまして、どこからか始めなきゃいけないと思いますし、栃木県ができて三重県ができないというのは、私はどうしても納得がいきません。

それで今、厚生労働省のほうで解禁といいますが、THCの麻薬成分の基準をつくる、そうするともうがらっと変わりますよね。ある意味では解禁です。みんなが一斉に作り出す可能性も十分にありますね。

そのときに、先ほど話がありました、戦前は3万7313人も大麻の栽培従事者がいたと。だから、一つの産業になっておったぐらいのものだと思うんですが、例えばシイタケを作っている方は、生産者は全国で1万7000人らしいんですね。一つのアイテムが全国で1万7000人。大麻は昔ですけども3万7000人おられたと。ということは、もし大麻を解禁して、この三重県で全部

それを押さえたら、一つのブランディングになると思うんですね。

例えば、伊勢でできたのは伊勢精麻、こういうブランディングをすれば、今、神社は全国で8万社あると言われていています。この8万社の神社にみんなその伊勢精麻を卸すことができれば、すごい商いになるんじゃないかなと思っております。

ですから、そうするためにも、もし解禁になったときのためにも、その土壌をつくっておく。例えば、作付面積をもっと増やすとか、県外にも売れるようにちゃんと販売できるようにするとか、そういった弾力性を持たせるべきやないかなと私は思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○農林水産部長（更屋英洋） 現在、このような規制がかかっている状況で、そういった販路というのはどうやって開けられていくかというのがありますけど、今おっしゃったように、多くの需要が生じて、例えばほかの神事以外にも使えるとかいろいろ需要が広がった際には、例えば県では一般的に6次産業への支援とかいろいろしておりますので、そういった需要が拡大した場合には、販路拡大の支援とかそういうものが考えられるのかなと思います。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 今、支援の話がありました。もし大麻が解禁になったときの支援策ですね。今ちょっと言われましたけれども、やはり今後のことを考えると今のうちに手を打っていく、だから今のうちに生産者が増えるような土壌をつくっていく、そういうことがやっぱり大事なんじゃないかなと私は思うんですが、大麻栽培の経営支援について、もう一つ詳しくお願いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、大麻栽培を農業経営として行う場合の県の支援についてお答えいたします。

農業を営む場合、いずれの作物であっても、その種類や量、需要と供給のバランス、基盤となる圃場の条件などによって、個々の生産者ごとに収益性が大きく異なると考えられます。

そのような中、県では、農家への作物共通の支援としまして、就農前から定着に至るまでの相談対応、農業大学校や研修先となる農家の紹介、就農計画の策定支援、就農後5年までをめどに、導入した作物の栽培技術の習得や経営の安定に向けた重点支援、国の補助事業や制度融資を活用するためのサポートなど、新規就農から定着、経営発展に至るまで、それぞれの農家の状況や段階に応じた支援に取り組んでいます。

一方で、現在、県内で大麻栽培を行っている生産者は、栽培技術を新たに習得するため、栃木県の大麻生産農家において2年間、技術的な研修を受けた後、本県に戻って就農しております。

県と町では、これまでこの生産者に対し、研修中の所得確保と就農後における経営の早期安定に向け、国の青年就農給付金事業の活用などを支援してきました。また、収入を拡大するため、複合経営に向けて導入した水稻の栽培に対する技術的支援に普及センターが取り組んでいるところです。

今後、新たに大麻生産を始めたいとする生産者から要請があった場合には、早期に経営が安定するよう、研修先として栃木県の実産者の紹介、複合経営を行う場合に新たに導入する品目に対する技術的アドバイス、国の補助事業や制度融資の活用、経営課題の解決に向けた税理士などの専門家派遣などを通じて、支援に取り組んでいきたいと考えています。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

ぜひ厚生労働省の動きをよく見て、先手を打って対応してもらいたい、そのように思うわけでございます。

そして、一番最初にちょっと言わせてもらいましたが、やはり大麻というのはイメージがどうしても悪い、そういう中で大麻の知識を正しく県民に伝えることが大事だと思うんですが、その活動について何か計画がありましたら教えてください。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 正しい情報の伝え方についてお答えさせていた

だきます。

繰り返しになりますけれども、現行の大麻取締法においては、葉だとか未成熟の茎等の大麻草の部位ごとに規制対象か否かが区分されて定義づけられておりまして、大麻草の有害成分であるTHCの含有量により有害か無害かを判断する基準にはなっていないというところが根本的にございます。

ですが、一方で、議員が御指摘いただいたように、大麻草の品種には有害成分であるTHC含有量が高いものや低いものがございまして、本県で栽培されている大麻草についても、THC含有量が低いものであるということについては、毎年、県の検査により確認もしているところでございます。

そのTHC含有量に着目した規制の内容については、ただいま国の大麻規制検討小委員会において検討されることになっておりますので、その経過も見つつ、県民の方々への適切な周知の方法について検討を進めていきたいと考えております。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

どうしてもやっぱり法律を厚生労働省で改正しないと、無理だというのは分からないことはないんです。法律ですからね、これは。

しかし、しかしといいますか、これは伊勢のフリーペーパーで「イセラ」というものがあるんですね、（現物を示す）「イセラ」。ここに知事が、カーボンニュートラルの実現に向けてということで書かれております。

ちょっとこれを読ませてもらいたいと思いますが、かつて私が働いていた運輸省では、法で定められていることを理由に、風のない屋内スキー場で、リフトの安全運行のために風力計の設置を指導したことがありました。屋内ですよね、屋内スキー場、そこで風力計です。

法に従って施策を進めることは重要ですが、規制の影響を受ける事業者の皆さんの視点に立って見直しの必要性を判断しながら県政を運営しますと書かれております。

今、私がるる言わせてもらった、全く麻薬の成分がない大麻を、このよう

に厳重にしなければ栽培はしてはいけませんという、法律ですからある意味で分かるんですけども、本当にそれでええのか。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 我々公務員は、法律に従って仕事をする、条例に従って仕事をする、当然のことです。我々が法律を無視して、条例を無視して仕事をしたら、国民は県民は何を信じていいのかということになります。

ただ、大事なものは国民感情、県民感情というのもきちんと把握した上で、規制をしていくというのが大事です。事業者のことを考えるのも大事ではありますが、より重要なのはやっぱり県民がどう思っているかということやと思っています。

THCという有害成分がほとんど含まれていないものを規制する必要はないだろう、そのとおりであります。したがって、今、国の大麻規制検討小委員会でこの5月から、先月ですね、議論し始めているということで、その結果を受けて我々は考えていくというのをまず第一にしなきゃいけないことでもあります。

ただし、THCがほとんど含まれていないのなら、今までの規制は弾力化できるのではないかという考え方を持つのも大事だと思います。

したがって、先ほど部長からも答弁申し上げましたけれども、言わば過渡期の取扱いについては、厚生労働省に確認しているところであり、私も入省同期の鎌田君が、今、局長なものですから、彼とも直接話をしながら、どんな取扱いができるかということ、国で働いていた経験を有する知事として、そういう話もさせていただいているところでもあります。

この取扱いについては、去年の県議会で谷川県議会議員の御質問にお答えしたとおりでございます。さらに加えて、農業育成という観点も大事であろうと私は考えておまして、これは鎌田局長とも話をし、そういうことも考えております。既に、私から農林水産部と医療保健部、両部で一緒になって検討を進めるようにという指示もしているところでございます。

今後、このような考え方で業務を進めていくということを考えています。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと。生産者が、なりわいとして続けていくことができるようにしていただきたい。フェンスを作るだけで800万円もかかる、これじゃできませんよね。そういうこともよく考えていただいて、これからの対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策の関係の質問をさせていただきます。

前回もこの新型コロナウイルス感染症についての質問をさせていただきましたが、かなりの御批判もいただきました。非常に厳しい言葉をいただいたわけですが、やはり言わなければいけないことは言うということで、今回も誤解を恐れず、後援会は忘れろと言いますけれども、誤解を恐れずに質問させていただきたいと思いますが、あれから3か月以上たっているんですけれども、まず、新型コロナウイルス、これはオミクロン株になったと思うんですが、インフルエンザとの比較、いったいどれぐらい変わってきたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） 県内での、いわゆる株ごとの感染状況については厳密に区分することはできませんけれども、アルファ株が主でありました令和3年3月から6月までの4か月では、新規感染者2728人に対しまして、重症者60人、死亡者49人、重症化率2.20%、致死率1.80%です。

次に、デルタ株が主でありました令和3年7月から10月までの4か月では、新規感染者9533人に対して、重症者83人、死亡者49人、重症化率0.87%、致死率0.51%です。

また、現在に至りますオミクロン株が主である令和4年1月から5月までの5か月では、新規感染者6万7310人に対して、重症者30人、死亡者129人、重症化率0.04%、致死率0.19%です。

なお、県内で初めて感染者が発生して以降、現在に至るまでの全期間の合計では、6月13日の時点ではありますが、新規感染者8万4393人に対しまして、

重症者229人、死亡者304人、重症化率は0.27%、致死率は0.36%となっております。

一方、季節性インフルエンザの感染者数ですけれども、国の推計によりますと、平成28年から平成29年のシーズン以降の3シーズン平均で、約1230万人とされております。

死亡者数は、同じく厚生労働省の人口動態調査によりますと、平成29年から令和元年の平均で約3150人であり、致死率は0.026%でした。

国と県、また、集計方法も異なるデータを比較することにはなりませんけれども、新型コロナウイルス感染症による致死率と比べて、インフルエンザのほうは10分の1以下となっているところでございます。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

やっぱりこれはカウントの仕方で大分変わってくるんですね。前回もちょっと言わせてもらいましたが、厚生労働省のお達しがあって、厳密な死因を問わないと、PCR検査で陽性になったら全てそれは新型コロナで亡くなったようにカウントしようということもあります。

そして何よりも、これも厚生労働省の話なんですけれども、インフルエンザの死亡者数が3000人と言いましたけれども、この3000人というのは、医師が死因をインフルエンザと認めた人だけで、インフルエンザで入院した人でも、肺炎を併発したり、持病が悪化し、心不全などで亡くなった場合は、これは数に含まれないんですね。これは、5類ということもあるのかもしれませんが、ただ、新型コロナの場合は、何で死んでも陽性やったら全て新型コロナでカウントすると。ですから、本来のインフルエンザ関連で亡くなったという方は、これの3000人の約4倍から5倍とされています。

これは統計の取り方ですから何とも言えませんけれども、私としては、インフルエンザのほうが子どもたちも亡くなってしまうから、非常に怖いのかなという感じを受けております。

今の新型コロナは、オミクロン株になりまして、もうかなり弱毒化してい

るというのが分かりました。

そこで、次に、ワクチン接種の効果について、じゃ、ワクチンが効いておるのかどうか、どれぐらいの方が打っておるのか、そこら辺をお答えください。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） 県の年齢階級別のワクチン接種率ですけれども、国から提供されたワクチン接種記録システムのデータを基に算出したところ、少し細かい数字になりますけれども、6月13日時点で2回の接種を完了された方は、5歳から11歳で13.7%、12歳から19歳で75.1%、20歳代で82.2%、30歳代で80.2%、40歳代で82.5%、50歳代で92.0%、60歳代で90.2%、70歳代で94.7%、80歳代で97.9%となっています。

また、3回目接種ですけれども、同じく12歳から19歳で26.9%、20歳代で44.4%、30歳代で46.2%、40歳代で55.7%、50歳代で74.4%、60歳代で83.4%、70歳代で90.9%、80歳以上で93.1%です。

2回目と3回目の接種率を比較しますと、2回目接種では、20歳以上では全ての世代で80%を超えているのに対し、3回目接種では、50歳代以下の世代で80%に達せず、特に20歳代、30歳代では40%台となっているところがございます。

以上が状況でございます。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 接種の数は分かったんですが、効果ですね。ワクチンの効果って本当にどれぐらいあるのかな。

私の知り合いのキトウさんという方が、あんなものは毒チンやぞと言うので、毒ではないと思うんですが、しかし、ちょっとこれを見ていただきたいと思うんですが、これはまた厚生労働省の数字なんですけれども、（パネルを示す）これは何かといいますと、10万人当たりの新規陽性者ですね。これは今年の4月11日から4月17日、この赤いほうが接種をしていない、ワクチンを打っていない人ですね。やっぱり陽性になっているんですよ。2回目を

打っている方はやっぱり陽性になっていない、こういう数字が出ていました。

打たない人はやっぱりかかっているという数字なのですが、ところが、世界的にオミクロン株は2回目の接種が効かないと。なのに何で日本人だけ効くのかということをご不思議に思った名古屋大学名誉教授の小島医師が、これはおかしいんじゃないかと、どういうデータの取り方をしているんだということで見たところ、実はこういうことです。（パネルを示す）これは、未接種の中に、接種をしたんだけど、ここに書いてあります、接種歴が未記入、ワクチンを打ったんですけどいつ打ったか分からへんという人は記入しなかったんですね。8割ぐらいいたらしいんですけども、その方々を未接種にしているんですよ、未接種。おかしいでしょうと。

これ、接種済みじゃないのって言いますけれども、分からないから、じゃ、これは不明のほうに入れましょうと。これは、こっちの不明のほうに入れました。（パネルを示す）要するに、未接種から抜いたんですね。こっちに移した。そして統計を取り直しました。そしたらこうなりました。（パネルを示す）何と逆転しているところもあるんですね。2回目を打った青いほうがかうつっている、陽性者が多い。40代と60代、70代もそうですね。確かに接種しているところが多いのはありますけれども、逆転現象も出てきておると。

これは、もし不明のところを接種済みにしたらどうなるのか。さっき言わせてもらいましたけれども、（パネルを示す）接種はしたんだけど日にちが分からない、けど打ったんやったら、もう接種済みにしたらええやないかと私は思うんですが、これにもし入れたら、さらに未接種のほうがか陽性になっていないことになるのではなからうかな。こういうデータがあるんですが、これについてどう思われるでしょうか。

○医療保健部理事（小倉康彦） 65歳以上のオミクロン株が主であったワクチン接種歴と重症化率等の関係をちょっと見てみますと、令和4年1月から5月までで、ワクチン未接種者、2回接種者、3回接種者、不明は不明で不明として分類しておりますのでこの中に含まれておりませんが、重症化率はそれぞれ1.4%、0.3%、0.1%、致死率につきましても、未接種、2回、3回

で、それぞれ4.4%、1.6%、0.8%となっておりまして、接種を重ねるごとにこういった重症化予防の効果があつたと考えているところです。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 重症化にはならないけれどもうつってしまう、うつたらいつかは重症化するんじゃないか、そういうこともあろうと思うんですが、このワクチンなんですけれども、いろんな副反応があると前回は話をさせていただきました。

今現在、ワクチン接種の副反応についてどうなっているのか、お聞かせください。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） 副反応につきましては、ワクチンを接種され、帰宅後などにそういった副反応を疑う症状が見られた際に相談できる窓口としまして、新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口を、昨年、令和3年の8月2日から開設しており、土日、祝日を含めて24時間、外国語にも対応しているところでございます。

これまでに、ワクチン接種前の不安なども含めまして、約1万2000件の相談に対応しました。そのうち、接種後に現れました症状等に関する内容は約9700件、その主な相談内容としましては、発熱があつた場合の対処方法ですとか、症状が持続する場合に受診が必要であるかどうか、こういったものが多く、相談に対応しております看護師、保健師からは、発熱がある場合には服薬を勧めたり、症状が強い場合にはかかりつけ医の受診を促す等の助言を行っているところでございます。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） ちょっとこの図を見ていただきたいと思います、（パネルを示す）これは、副反応が出てきたときに患者さんは、まず最初にかかりつけ医といいますか、医者に行きますね。かかりつけの医者には、この医療申請をするわけですね。医療申請をするんですけれども、そこで医者が、ああ、これは副反応だね、後遺症だねということで認められると、医者が診

断書・証明書を市町村に出すんですね。市町村に出したら、今度は市町村で審議をして、そして、厚生労働省の疾病・障害認定審査会にかけるわけですね。

時間がかかるんですよ。5か月ぐらいかかるんですね。物すごい時間がかかる。それまでに、副反応のあった後遺症のある方は、ずっと医療費を払い続けなければいけない。

今、その数はどうかというと、2月20日現在で、最初に医者が認めたのが3万1870人、そこから申請できたのが1198人、そして、救済制度でようやく認定されたのが650人ですね。650人。

認定が下りたのは650人なんですけれども、ただし、96%が急性アレルギー反応、アナフィラキシーだということなんですけれども、ここまでいくのにかなりお金がかかっておるんですね、皆さん。

愛知県は、その医療費の自己負担額の半分を県が負担しておるという話を聞いたんですが、三重県はどうなんでしょうか。

○医療保健部理事（小倉康彦） ワクチン接種後の健康被害に対する御質問ですけれども、予防接種後の副反応に関しましては、既に国で救済制度が設けられておりまして、ワクチンとの因果関係を適切に審査の上、自己負担の全額が支援されているところでございます。

ワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、別途、県独自で補助を行うということについては、今のところ考えているところではございません。

一方で、この制度によります認定までに時間を要する、これは事例もありますので、できる限り早期に手続きを進めていただくよう、国にも要望してまいりたいと考えております。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 愛知県がこういうふうにならざる半額を負担しておる。それは見舞金という形かどうか分かりませんが、ぜひそういった方に何らかの見舞金を出せるような仕組みを考えていただきたい。やはり弱者に寄り添うということが、大事なんじゃないかなと思っております。

それで、次に、マスク着用の効果についてもお聞きしたいと思います。

マスクのこの内容につきましては、厚生労働省がアドバイザーボードの資料にいろいろ書いております。

これは、武漢株からオミクロン株になった時点で、重症化率では98%減っているんですね、98%。そして、死亡率も94.4%減っているんです。

アメリカでは、前回、質問させてもらったときにはまだ全部じゃなかったんですけども、今、全ての州でもうマスクは外しているんですね。イギリスも、3万人ぐらいの感染者がいるだけけれども、もうマスクを外しておると。

各国とも、いろいろ検証をして、感染状況、そして感染力、マスクの効果、弊害、そういったことを考えた上で、マスクを皆さん外しているんですね。

よく言われるんですけども、いやいや、でもマスクをしているからインフルエンザは少なくなっていると言われるんですね。マスクをしているし手を洗っているから、インフルエンザは減っているんだということを言う人が多いんですけども、本当かなど。

それ、ちょっとおかしいなと思って、実際ちょっと調べましたら、こういう数字があります。(パネルを示す)これは何かといいますと、これは、インフルエンザの定点当たりの報告数なんですね。都道府県別です。ちょっと大きいものですからアップしています。この部分だけですね、この部分。これは、2020年の1月20日から1月26日、皆さんまだマスクはしていませんよね、その頃。マスクはしていませんよね、1月。中国人の観光客も来ておった時期です。マスクをしていないのにも変わらず、前年度の3分の1以下にもうなっているんですよ。インフルエンザの数ですね。

ですから、これはウイルス専門家の方々はまだみんな知っているんですけども、この現象というのはウイルスの相互干渉だと。もうこの時点でだんだんと新型コロナウイルスが入ってきておるんだと。だから、我々がマスクをしているからインフルエンザが減ったわけではないというような話なんです。

確かにそうですよ。インフルエンザが減るんやったら、新型コロナも減らなきゃおかしいですね。インフルエンザウイルスの大きさと新型コロナウイルスの大きさ、同じですよ。0.1マイクロメートル。

ですから、マスクをすることによってインフルエンザだけが減ったということは、これはおかしいということなんです。

このマスクの効用、効果、これについてどうお考えか、お聞かせください。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） 御承知のとおり、5月23日に政府の基本的対処方針が変更されまして、マスク着用に関する考え方が改めて示されたところですが、これはどういった場面で外していいのかわからないとか、表情が見えにくいとか、こういったことによる影響への懸念、熱中症のリスク等を踏まえまして、改めて考え方を明確化したものということであり、基本的な感染防止対策としてのマスクの着用の位置づけが変更されたものではありません。

マスク着用につきましては様々な研究がされておまして、会話等による飛沫の飛散量を抑えるとともに飛散距離を減らすということや、飛沫を吸い込む量を減少させるということも示されておまして、感染防止対策の効果は引き続きあるものと考えております。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 分からないことはないんです。しかし、全世界を見てみると、もうみんな外しております。もうそろそろ日本も外すべきではないかと思えますし、三重県は、以前、緊急事態宣言のときにも、それを解かれたときでも、独自の緊急事態措置っていうのを出しましたね。独自で出せるんです。今度は逆ですよ。

国は、今、マスクを緩和している、緩和していると言います。しかし、あの状況を見ると、いや、もともとあの条件やったやないかということで、緩和されていないと私は思います。

知事にお伺いしたいんですが、三重県独自のマスクを外す指針、これは出

せないのか。例えば、まず段階的に小学校、中学校、高校の子どもたちは施設内外を問わずにマスクを外す、そういう御旗をちょっと上げれば、皆さんそれでさっとマスクを取ることができるんですが、そういう指針は出せないのか、知事。どうでしょうか。

○知事（一見勝之） 第6波の新型コロナへの対応に関しては、三重県は、感染の広がり方でありますとか、あるいは地政学的な位置、これも考えまして、先手先手で対応してきたつもりです。そのときに考えたのはただ一つ、県民の命を守るためにはどうしたらいいのかということでございます。

重要なのは、さっきも大麻のときにも言いましたけど、県民の感情、これを考えて、県民の命を守るためにどういう行動を行政はするのかということをやっていくことやと思っています。

マスク着用の必要性、有効性については、恐らく正式な見解というのはもうちょっと時間がかかると思います。

必要性は、先ほど部長からお答え申し上げたとおりであります。マスクをしていない成人式後、この1月ですけれども、感染が若い人の間に広がったり、あるいはマスクができない認知症の患者の方がおられる老人福祉施設で感染がやっぱり広がったりという例もありましたので、マスクの着用は重要であるってことは伝えてまいりました。

これは先ほど申し上げた第6波の対応とちょっと違いまして、地域による違いということではなくて、やっぱり科学的、あるいは医学的な根拠に基づいて、国全体で専門家の意見も踏まえて決定をしてもらうものであると考えております。

これから暑い季節が来ます。したがって、マスクの着用については、既に国も基本方針で示しております。私も5月27日だったと記憶していますけれども、マスクの着用について、例えば、距離が離れていれば大丈夫、学校で子どもたちが体育をするときはマスクを外してもいい、こういう国の基準がありましたので、それをお伝えしておるところでございます。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 話は分かるんですけども、やはり全国に先駆けて知事が手を挙げてもらう、これが一番大事なことなんじゃないかなと私は思っております。

ちょっと時間配分を大分ミスしましたがけれども、最後に1丁目1番地の防災の話なんです、もう時間がございません。1点だけお聞かせください。

私、いつも言っています。最悪の状態を考えて、常日頃から防災の意識を持ってください。私が今まで言っておったのは、2月の寒い時期、雪が降っている夜中、そういうときに直下型の地震が来たらどうするんだ。これ、最悪の状況ですと言いましたが、さらにそれに付け加えて、新型コロナウイルス感染症などそういったものが蔓延している場合にどうするのか、そのことについて、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、この1点だけお聞かせください。

○議長（前野和美） 答弁は簡潔に願います。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） それでは、避難所における感染症対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、県では、令和2年5月に三重県避難所運営マニュアル策定指針を改定し、避難所において必要となる感染症対策の内容を具体的に明示し、防災技術指導員が避難所運営訓練等の機会を活用して周知を図りました。

三重県地域減災力強化推進補助金の内容も見直し、感染症対策のための資機材等の整備についても補助対象としたところでございます。

さらに、令和3年度からは、市町実施の避難所における対策が実効性のあるものになっているかを検証するため、避難所アセスメント事業を実施しております。

令和3年度には、全市町を対象に、避難所の運営や感染症対策の状況を書面により調査を行った上で、5市町を対象に、実際に避難所の設置、運営を行う訓練の場で、実地調査による検証を行いました。

これらの調査・検証では、受付で避難者が滞留して密の状態が生じる、症状のある方と一般の方が同じ動線になっており避難所内で接触するリスクが高いなどの課題が明らかになりました。

このため、課題やその改善策等を市町はもとより自主防災組織の構成員にも共有することで、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の水平展開を図ったところです。

今後も引き続き、未実施の市町を対象に実地による避難所調査を実施し、より多くの避難所の課題や改善策を収集した上で、その事例を市町はもとより自主防災組織リーダーの対象とする研修で広く共有することで、避難所の運営面、施設面の両面からさらなる質の向上を図ってまいります。

〔9番 廣 耕太郎議員登壇〕

○9番（廣 耕太郎） 感染症が蔓延した場合は、密を避けるために避難所の分散も必要やと思いますので、そこら辺もよく考えていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終結します。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。5番 石垣智矢議員。

〔5番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○5番（石垣智矢） 皆様、改めましてこんにちは。自由民主党会派、いなべ市・員弁郡選挙区選出の石垣智矢でございます。よろしく願いいたします。私は36歳、三重県議会議員最年少議員でございます。恐らく。

〔発言する者あり〕

○5番（石垣智矢） ありがとうございます。恐らく現在、この本会議場の中でも最年少ではないのかなと思っておりますけれども、なぜ年齢の話をまず最初にさせていただいたかといいますと、先日、私の地元、いなべ市の企業で、新入社員の方と意見交換させていただく、そんな機会がありました。20歳前後、10代の子たちもいたと思います。その方々といろんなお話をさせていただいて1時間半ぐらい、また、最後ら辺には仲よくなって、恋愛しているのかどうかとか、そんな話もしながらいろんな意見交換をさせていただいたんです。

最後に、いろいろ仕事は大変なこともあると思うけど、君たち頑張れよ、応援しているからな、そんな話をしたら、その子たちから、石垣のおじちゃんも頑張ってるね、石垣のおっちゃん、応援しているよと言っていたんです。ありがたいお言葉でした。

改めて、確かにその子たちからすると、その子たちのお父さん、お母さんらは、もう私は多分そちらのほうが年齢が近いので、そりゃ、僕なんか36歳、おじさんだよな、おっちゃんだよなと感じさせていただいた次第でございます。

何を言いたいかといいますと、最年少議員ではありますけれども、本日、一般質問の中身、子どもたちに関する内容が盛りだくさんでございます。その子たちからすれば、いいおっちゃんです、おじさんです。最年少議員でありながら、また地域のおじさんとしても、しっかりと一般質問させていただきたいと思いますので、皆様方、若々しい方々ばかりでございますけれども、すがすがしく、明るい元気な答弁を期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、質問させていただきます。

1点目は、パーキングパーミット制度（三重おもいやり駐車場利用証制度）について質問いたします。

パーキングパーミット制度は、公共施設や商業施設などに設置されているおもいやり駐車場に、障がいがある方、要介護高齢者、妊産婦、けがをしている方など歩行が困難な方の外出を支援するため、必要な方に利用証を交付し、この駐車場を必要とする方々が利用しやすくなることを目的とした制度であります。

本県では、平成24年10月からこの制度を開始しており、利用者の方々の大きな外出する支えとして広く利用されております。

こちらが、（パネルを示す）おもいやり駐車場です。県庁の入り口近くに設置されている駐車場を撮影させていただきました。非常に幅広に造られています。

車椅子の使用者は、車両から乗り降りする際にドアを全開にできる幅が必要であるため、乗り降りのために必要なスペースが確保されるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、駐車区画の幅3.5メートル以上と規定されております。

（現物を示す）そしてこちらが、おもいやり駐車場を利用するための利用証であります。これ、現物を担当課からお借りしてまいりました。

この利用証を申請できる対象者の方は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や要介護高齢者、難病患者、妊産婦、けがをしている方など、規定の要件を満たしている方が対象となります。

駐車の際に、この利用証を車内のルームミラーに掲示することで、この駐車場を必要としている方が安心して利用することができる、そのような利用証となっております。

また、この利用証は、パーキングパーミット制度を実施している他の都道府県でも利用することが可能で、平成18年7月に全国で初めてこの制度を導

入した佐賀県を皮切りに、現在では40府県1市の協力施設において利用することができます。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）こちらは、本年3月に発表された、「おもいやり駐車場利用証」取得者に対するアンケート結果であります。このアンケートの対象者は、令和2年度の利用証取得者200人のうち、回答した109人から得られたアンケート結果になります。

まず、制度導入後の車のとめやすさについてのアンケートでありますけれども、非常にこのアンケートが、私はいかかなものかという疑問を持っております。

これ、アンケートを聞いた方々、令和2年度に初めて利用証を取得された方へのアンケートです。ただし、質問で聞いているのは、制度導入後の車のとめやすさということですので、制度導入、先ほどお話しさせていただいた平成24年10月の前と後で、車がとめやすくなったかどうかということ、新たに取得された令和2年度の利用証取得者に聞いている。

果たして、これ、本当にちゃんとした回答を得られるのかなというところは甚だ疑問ですが、今この資料が一番有力な情報だということですので、この資料を基に説明させていただきます。

回答いただいた方の中で、このおもいやり駐車場が導入されてとめやすくなったと感じている方は、「かなりとめやすくなった」という方が55%、「少しとめやすくなった」という方々が41%で、合わせて93%、非常に高い割合の方々がとめやすくなったと感じている、なので使いやすいだろうという推測の下で、非常に利用している方々からは御好評いただいているということが分かります。

すみません、次の、こちら、（パネルを示す）資料ですけれども、こちらは制度導入後の不適正利用の変化ということで、こちら先ほどお話ししたように、令和2年度に新たに取得された方が、平成24年に導入したこの制度の前と後で不適正利用が減ったかどうかという質問です。

ちゃんと回答が得られているのかということところはすごく疑問に感じるとこ

るではありますけれども、この制度が導入されて、不適正利用が減ったと感じている方、「かなり減った」と回答された方が13%、「少し減った」と回答された方が31%、合わせて44%の方が不適正利用が減ったと回答されていますけれども、44%しか減ったと感じる人がいないということが読み取れると思います。

この結果から見ても、不適正利用対策というのがまだまだ足りていないのではないかということを読み取ることができます。

(パネルを示す) また、このアンケートには、ほかにもお寄せいただいた利用者の方々の様々な御意見があります。

まず、制度に対する感謝を述べる御意見もたくさん寄せられております。気軽に外出できるようになった、利用証によって堂々ととめることができる、こういった言葉もある一方で、駐車区画をもっと増やしてほしいといった声や不適正利用への対策をどうかお願いしたい、そういった切実な声が上がっています。

本当にたくさんの方々が何とかしてほしい、そういった声の表れが、このアンケートの意見だと思っております。

この制度がスタートしてから10年がたとうとしております。アンケートの御意見のほかにも、窓口には問合せや様々な御意見が寄せられているとお聞きしています。いま一度、利用者の方々の立場になって、より使いやすい制度にしていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、利用者のアンケート結果やお寄せいただいた御意見を参考にしながら、この三重おもいやり駐車場利用証制度の利用促進に向けた取組を今後どのように行っていくのか、また、利用者からも御指摘のあった不適正利用への対策をどのように進めていくのか、県の考え方を伺います。

[中村徳久子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長(中村徳久) おもいやり駐車場の利用促進に向けた取組と不適正利用をどう減らしていくかについてお答えします。

この制度は、議員が紹介したとおり、歩行が困難な方の外出を支援すると

ということで、平成24年にスタートしております。ちょうど導入から10年になるようとしています。

県では、制度の充実に向けて、事業者や市町、NPOの皆さんの協力も得ながら、普及啓発と登録区画数の拡大を両輪に取り組んできました。

その結果、運用当初、利用者証の交付者数は2178人、登録区画数は2278区画であったんですけど、令和4年3月現在で見ますと、累計ではありますけど、利用証の交付者数は11万2200人、登録区画数は4489区画まで増加し、人口当たりの交付者数、登録区画数とも、近隣府県では最も多くなっているというのが今の現状でございます。

また、制度をより利用しやすいものとするために、アンケートを、先ほど紹介してもらいましたが、設問等はいろいろ工夫が必要と思うんですけど、定期的実施してきております。

また、多様な関係者で構成されます三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で、毎年検証を行ってきました。

アンケートでは、紹介のあったように、約9割前後の方が利用しやすくなったというような意見をいただいているのと同時に、外見上、健康そうに見える内部障がいのある方や妊産婦の方などからは、駐車するのに心理的・身体的負担が軽減されたとの声も寄せられるなど、利用環境の改善には効果があったものと思っております。

一方で、以前から車椅子使用者用の駐車区画を利用されていた障がいのある方からは、おもいやり駐車場となり利用する人が増えたことで、利用しづらくなったとの意見や、利用証を掲げていない車が駐車している、また、健常者と思われる方が駐車しているといった不適正な利用を指摘する意見も依然として寄せられています。また、アンケートであったように、不適正利用が減ったという声が45%前後であんまり変化していない、そういうことから、適正利用に向けた課題があることを県としても十分認識しています。

課題を解消し、より使いやすい制度としていくためには、これまで以上に利用マナーの向上に向けた啓発と区画数の拡大に取り組む必要があると考え

ています。

これまで普及啓発につきましては、事業者や関係団体等と連携しながら街頭で啓発などを実施するとともに、制度を利用しない方にも理解を深めてもらうため、例えば運転免許証の更新時に周知をやったりとか、あと、子どもの頃から意識を持ってもらうということで、学校出前授業など様々なタイミングや方法で実施してきました。

また、区画数の拡大については、令和3年度から、駐車区画をさらに1区画追加して登録してもらえるよう、プラスワンキャンペーンを展開しています。加えて、本年度からは、おもいやり駐車場に車椅子ドライバーが優先して駐車できる区画を確保して、車いすドライバー優先区画の取組を試行的に実施したりもしております。

今後も、必要とする方が利用できる環境整備に向けて、例えば若者や妊産婦の関心を高めてもらうために、運転免許証を取るときの自動車学校であるとか、母子保健関係者と連携した取組、また、若者がよく使うICTを活用した取組ができないかなど、現状に即した効果的な啓発手法等についても検討していきたいと思っております。

あわせて、区画については、現在試行的に行っている取組の成果や課題、また他府県の事例なども参考に、拡大に向けた効果的な取組を検討していきたいと思っております。

制度の運用や新たな取組の検討においては、様々な立場の利用者の意見を伺いながら、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で議論を重ね、よりよい制度となるよう取り組んでまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 御答弁いただきました。

まず、アンケートの取り方に関しては、一度しっかり議論していただいて、本当に実のある、また、これからこの制度を前に進めるための貴重な御意見ですので、アンケートの取り方をしっかりとまず見直していただきたいなと思います。

そして、先ほど答弁いただいた中で、もちろん利用者の方々がより使いやすくなるようにということで、県のほうで進めてきていただいているということはすごくよく分かるんですけども、当初2178人への利用証の発行が、現在では11万2200人への発行となつてということで、利用証自体も非常にたくさん発行していただいている、交付していただいているということはよく分かるんですけども、じゃ、これ、もちろん期限がついているものもありますので、発行したら発行したで回収しなきゃならない。ここ、回収率ってどれぐらいなのでしょう。分かれば教えていただきたいんですが。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 回収率については、大体おおよその推計で、約二、三割ぐらいになっていると思います。

もう少しいいですか。

回収については、交付のときにプラスで、利用しなくなったら返してくださいって案内したりとか、例えば1歳6か月健診のときに、そういう回収の案内とか、回収箱を設置したりというような取組も行っておりますけど、御自分で処分される方もかなりいるのじゃないかと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） これだけ発行していて回収が二、三割ということは、それが、もちろん期限は書いてありますけれども、利用しようと思えば書き換えて利用するというのもできてしまうわけですね。

発行するのは構わないんですが、不適正利用につながることにしましては、しっかりとここは県として対応するべきだと思います。ですので、回収が二、三割というのはあまりにも少なくないかなと思っています。

後を追っかけることも多分しておられないと思いますので、これ、回収を含めて、利用証を発行するのももちろん構わないんですが、その後の対応もしっかりとやっていただきたいなと思っています。

そもそもこのアンケートでたくさんの御意見いただいています。また、過去にもたくさんアンケートに答えていただいていると先ほど答弁でもありましたけれども、このアンケート調査の結果が出てきて、担当課の中でどう

いった議論がされたのかというのを少し聞かせていただきたいんです。

毎回アンケートで御意見いただいている意見、同じような内容なんですよ。区画を増やしてほしい、不適正利用を解消してほしい、この言葉が解消されていないということは、もっともこのアンケートの声を大事にして、ここをこうしていくべきだよな、ああしていくべきだよなという議論があるはずだと思うんですが、どういった議論がなされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 先ほどの答弁でもお答えしたように、毎年度、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会がございまして、そこでアンケート結果も示しながら、みんなで議論しています。

例えば意見として例示すると、おもいやり駐車場に止めっ放しにするのではなくて、例えばそこを乗降の場所に活用して、まず、そこで降りてもうて、誰かが普通の駐車場に止めていくようにして、いつもなるべく空いているような工夫ができないかとか、若い者の関心、やっぱり自分が使わんと関心がどうしても高まりませんので、若者向けにマナー向上とか譲り合いの気持ちを持ってもらうような、そういう効果的な啓発ができないかとか、そういうような意見を多くいただいております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） もちろんいろんな議論を今していただいているということは分かったんですが、そもそも、このアンケートの御意見もそうなんですが、どういった不適正利用があるのかというところまでちゃんと把握されているのでしょうか。

また、不適正利用があるということは分かりますけれども、県内でどれだけ不適正な利用がされているか、そういったところまで件数とかって把握されているのでしょうか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） アンケートだけやなしに、設置施設を通じてのいろんなお声とか、そういうのはつかんでおりますけど、議員がおっしゃるような件数的な、統計的な数字というのはつかんでおりません。

これからアンケートの項目等も中身等、設問等も検討しながら、少しでも実態をより正確につかめるような工夫もしていきたいと思っております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ぜひ実態調査してください。どんな対策をする上でも、現状どういった課題がそれぞれの現場にあるのかということをもまず知らなければ、対策を講じられないですよ。

アンケートは、これ、言っても利用証を使っている、言うたら利用者だけなので、先ほどおっしゃったような、御協力いただいている施設の管理者であるとか、そういった方々からも御意見をいただく、また、この制度は県民の皆さん方の思いやりによって成り立っている制度ですので、県民の方々からも御意見をいただけるような、大々的に実態を調査していただけるような方法をぜひ考えていただいて、実行していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、2番のほうに移らせていただきたいと思います。

次の質問は、多胎児家庭の利用証期限延長等の支援について伺います。

多胎児とは、いわゆる双子や三つ子などのことを指します。本県のパーキングパーミット制度は、先ほどの質問の中の答弁でもあったように、平成27年から、子どもがいる家庭に関しても、おもしろい駐車場の利用証の発行、制度変更がなされておまして、妊産婦の方々にもこの利用証が発行されております。

多胎児を養育する御家庭に関しても、多胎児、単胎児に関係なく、1歳半までのお子さんであれば利用証の発行がなされる、そういう規定になっておりますけれども、県民の多胎児を養育される方々から聞き取り調査を行ううちに、多胎児家庭のおもしろい駐車場の利用年齢が、果たして1歳6か月でいいのだろうかという疑問を抱くようになりました。

県内で多胎児を養育されている方々、お話を伺ったのは、多胎児ママの会プチひまわりクラブであります。四日市市を中心に、多胎児家庭の悩み、課題などを共有しながら、支え合いを通じて多胎児家庭が笑顔で過ごせる、そ

んな日々につながるように、必死に活動していただいているサークルであります。

まず、多胎児家庭の親御さん方からは、おもいやり駐車場をいつもありがたく使わせていただいている、この制度によって外出する勇気が持てている、本当にありがとうございます、と感謝のお言葉をいただいております。

そんな中で、この制度を先進的に進めてくれている三重県だからこそ、さらなる御支援をお願いできないかということでありました。

おもいやり駐車場は、1歳6か月までの子どもがいる御家庭で、利用証があれば使用できますけれども、この1歳6か月と平成27年に制度変更されたそのときの経緯は、子育て支援の観点から、子どもが安定して歩くことができるおおよその年齢、こういった理由などから1歳6か月に至ったとお聞きしております。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）こちらは、多胎児と単胎児における分娩週数の分布になります。37週から42週までがいわゆる正常産、37週未満の出産が早産となります。

ちょっと手元の資料だと色分けが見にくくなっているかもしれませんが、左側の黄色いほうが単胎児で、右側の赤いグラフが多胎児であります。

37週未満の出産、つまり早産の割合でありますけれども、ここが分岐点になるわけですが、このピンク色のグラフにあるように、多胎児の方々の早産の割合というのが圧倒的に多いんですね。

ここの文章にもあるように、37週未満の早産は、単胎が4.7%であるのに対し、多胎の場合は50.8%、非常に高い割合で多胎児の方々は早産になる傾向が高いと示されております。

また、早産の割合が高い多胎児においては、低出生体重で生まれてくる割合もおおのずと増える傾向にあります。出生体重2500グラム未満が低出生体重児とされていますけれども、多胎児の7割強が低出生体重児として生まれてきます。この割合は、単胎児の約10倍であります。

早産や低出生体重児は、その後の子どもたちの発育にも影響を与えるとき

れており、特に早産に関しては、その後の発育がゆっくりになる、そういった傾向があると指摘されております。

次に、こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）こちらは、多胎児家庭の方々がおもいやり駐車場をどのように利用していただいているのかという資料になります。この資料は、プチひまわりクラブから頂きました。

まず、大前提として、多胎児家庭の方々が出出するときに欠かすことのできないものが、2人乗りのベビーカーであります。外出時に多胎児家庭の2人乗りベビーカーの利用率、約81%であります。歩けるようになってからも、安全面の観点から、3歳頃までベビーカーを利用している家庭が多いということも聞かせていただきました。

見てもらうと、また手元の資料では見にくいかもしれませんが、2人乗りベビーカーというのは非常に大きいわけであります。車椅子よりも大きいです。おもいやり駐車場は区画が広いので、安心して使うことができます。これ、左側の画像になりますけれども、区画が大きいので、隣の駐車区画まで入ることはありません。

しかしながら、その隣、一般駐車スペースのほうは、隣の駐車区画まで車輪が出てしまう。安全が保たれない状況に一般駐車スペースではなってしまうというのが、この画像から見ていただいても分かると思います。

また、その下の画像でありますけれども、2人乗りベビーカーは後ろに積んであることが多いので、取り出すときに、どうしても後ろ側、道路側にベビーカーを降ろさなければなりません。10キログラム近くありますので、これを持ち運ぶということがなかなか難しい。そのため、降ろしてすぐに開いて、子どもたちを乗り降りさせるために準備する、そのためにはどうしても車道側に出てしまわなければならない、非常に危険だということが分かっていたかと思えます。

このお話を伺ったときに、後ろに通路があったり、また、入り口近くではなくても広いスペースがあるところだったら、このおもいやり駐車場があるとうれしい、そんなお声もいただいております。

何か駐車場は、一番近くにあつて、歩行する距離が短いほうがいいんじゃないかと、私はそういった観点からいろいろと調べさせていただいたり、お話を聞いていたんですけども、一番大事なのはまず、子どもを養育する方々のお話では、やはり子どもの安全が最優先である。そのためには、近いところというよりかは、広く子どもの安全が確保できることが一番、最優先だ、そんなお話をお聞きしました。

先ほどの資料等からも、医学的、また物理的に見ても、多胎児家庭における利用証期限の延長、ぜひ行っていただきたいと考えております。

なお、他府県でも、多胎児と単胎児にすみ分けをされている他の府県、また、本県よりも利用期間が長い府県はたくさんございます。子育て支援の観点から考えるのであれば、利用できる対象者を多胎児と単胎児の区分に分けて、多胎児を養育する方々のおもいやり駐車場の利用証期限を拡大すべきではないかと考えますが、県の考え方を伺います。お願いします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 多胎児家庭のおもいやり駐車場の利用証期限の延長等について、どう考えるかについてお答えします。

議員からも紹介されたように、平成27年、三重県では、子育て支援の充実という意味合いも込めて、利用期間を延長しています。それまでは、産前4か月から産後6か月までという利用期間としていたんですけど、このときに、母子健康手帳の取得時から産後1年6か月までということで、大きく延長したという経緯になっております。

ただ、前回の制度改正から時間が経過する中で、多胎児を養育する皆さんからは、多胎児は早く生まれて成長がゆっくりなこともあるため、1歳6か月を過ぎてても一人歩きが難しい、なので利用期間延長できないかというような切実な要望もいただいております。

県としましては、2人以上の幼いお子さんを同時に連れての外出の大変さというものは、十分認識しているつもりでございます。

多胎児支援の充実や育児の孤立化、外に出づらくなって孤立する、そうい

うことを防ぐためにも、今年度、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において、利用証の期限の延長も含めて、多胎児を養育する人にとってもっと利用しやすい制度となるにはどうしたらいいか、しっかり検討していきたいと思っております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 前向きに検討していただいて、利用年齢が本当にこれでいいのかなどということも、利用者の方々の声に耳を傾けて考えていただけるということなのですが、そもそも現在では、子どもが1歳6か月を過ぎると、利用証としては効果を失ってしまうという規定になっておりますけれども、子育ての観点から見れば、安定して歩くことができるというのは個人差がありますので、先ほど答弁の中にもあったように、発育がゆっくりな子に関しては1歳半を過ぎてしまう可能性も大いにあると思います。

もし、これ、1歳半を過ぎた子たちに関しては利用延長等ができる、そんな制度といますか、利用証を延長できるようなシステムというのはあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 制度としては、そういう歩行困難等、利用が必要となることが分かれば、延長を認めることもあります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） そうすると、今のお話だと、子どもさんが1歳6か月までに安定的に歩くことができない、発育がゆっくりな子たちであれば、申請さえしてもらえれば利用延長できるという解釈でよろしいんですか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） これまでは、けが人の方等と一緒に、医師の証明等をいただいて延長するというような個別対応をしていますけど、いろいろ母子健康手帳で確認ができたり、いろんな負担にならないような方法も考えながら、これから延長についても考えていきたいと思っています。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 医師の証明が要るんですか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 例としての答えで、そういう体の状態がど

うかというのが分からない場合は、医師の証明という方法を取っているところが多いということで、お答えを今しました。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） これ、利用いただく、例えば子どもが発育がゆっくりであるということは、けがでもありませんし、病気でもありませんよね。医師の診断が要るところは、すごく私は理解ができないというか、違和感を感じるんですね。

個人差があるところですので、これは発育がゆっくりの子たちが、うちの子どもでも歩き出したのが1歳3か月ぐらいですかね。安定的になってなるともっと遅かったんです。

もちろん今、1歳半という決まりがあるかも知りませんが、それを過ぎる子どもたちもたくさんいるわけで、その方々が、お医者さんに歩けない理由を診断してもらって、申請書を出していただかなければ利用証を使えないというのは、非常にこれはその御家庭の方々に思いやりのない申請なのじゃないかなと思うんです。

いろいろと議論していただいて、申請等もその方々の思いに立って御検討いただきたいと思います。

子育てをしている親御さんで、やはり発育がゆっくりだということは非常に不安で、自分自身の子育てに何か間違いがあったんじゃないかとか、このまま子どもが歩けなくなるんじゃないかってそう思いながら、不安の中で皆さん、子どもと向き合いながら必死に頑張っている方々ばかりですので、その方々の思いに立っていただいて、申請、また様々な声を聞いていただいて、多胎児家庭における利用証期限延長等もしっかりと議論していただいて、前に進めていただきたいなと思います。

私が冒頭にお話しもさせていただいたように、この制度というのは、あくまでも県民の皆様方の思いやりによって成り立つ制度なんですね。なので、これ、すみません、答弁を求めるところに知事の答弁と書いていないんですが、ぜひ知事にお伺いしたいと思います。

私は生きる上での自分の心の中に置いているテーマというのがありまして、私は「謙虚であれ」という言葉を常に心の中に持ちながら人生を歩んでおります。

この「謙虚であれ」という言葉は、私の地元のいなべ市の偉人であります春澄善繩公が「謙虚であれ」という言葉を残されて、続日本後紀であったり、学問の神と称される方ですけれども、やはり改めて我々人間は1人では生きられない、誰かの支えによって、そして譲り合い、思いやりの精神によって人は生きることができる、こういった思いを私はずっと大切にしながら生きていきたいなと思っています。

そんな中で、この三重県のリーダーである一見知事、まさしく同じ思いであるのかなど私は思っておりますけれども、知事としてこの、私は思いやりの心というのはずーっと広がっていく、伝染していくと思っています。

そういう意味で、知事が思いやりの心をどう広げていかれるのか、県民の皆様方にどう思いやりの心、譲り合いの心、人を思いやる心を育てていくのか、ぜひ知事の心の声を聞かせていただきたいと思います。よろしく願います。

○知事（一見勝之） 県民の方から、自席で立ってマスクをつけて答弁をすると、声が拾いにくい、聞こえにくいというお話がありましたので、どの位置で答弁をすればいいのか。もともと、これは座って答弁するように造られている設備なものですから、向こうへ行って答弁しようかと思ったんですけど、ここで答弁するということですので。大きな声で答弁したいと思います。

譲り合いとか思いやり、とつても大事な言葉であります。

先ほど、部長のほうから、医師の診断ということを申し上げました。あれは、一般的にパーキングパーミット制度、これを延長する場合に一般的な話として申し上げたわけでありますので、双子とか三つ子、多胎児の場合にそういったことが必要かどうか、これは議員も御質問いただいたように、状況をまず確認して、どういう対応ができるかということをやっつけていかなきゃい

けないと思っております。そういう意味でお答えを申し上げたものと御理解いただければと思います。

パーキングパーミット制度、これは思いやりの一つの発露でありますけれども、これ、実は私、国で役人で働いていた、役所で働いていたときに、2回、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の制定、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に携わってきたわけであります。

平成12年に交通バリアフリー法を制定するという動きがあったときに、まだ議員はお若いので今の状況と当時の状況を覚えておいでにならないかもしれませんが、駅にエレベーターとかエスカレーター、当時ありませんでした。それが普通やったんですね。

今大きな駅には、あるいは中ぐらの駅でも、エレベーターやエスカレーターがあるのが普通になってきました。この法律をつくるときに我々が考えていたのは、思いやりとか譲り合い、こういう気持ちをどうやって法律にしていくのかということでありました。

日本が本当の近代国家であるのであれば、強い者がわがままを通すのではなくて、弱い立場の人たちを守るということができかどうか、これが近代国家であるかどうかの証左だと思っておりました。

その後、平成30年にバリアフリー法の改正に携わりました。18年ぶりの私にとっては改正でありました。

このときに、バリアフリー法の中に理念規定を盛り込もうという議論がありました。これは、その前の平成28年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されましたので、その考え方も入れる。平成12年の交通バリアフリー法のと看、あるいはそれが改正された平成18年の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律と一緒にしたバリアフリー法のと看も、国民の責務というのはあったんです。思いやりを持たなきゃいけないというのがあったんです。

平成12年の法律改正のと看も、法律を担当した当時の運輸大臣は、仏を

作って魂を入れるのが大事だと、この魂というのは国民の考え方、思いやりなんだとおっしゃいましたが、それを明確に法律の中に入れ込もうということで、平成30年に理念規定というのを入れました。

理念規定の中に、こういう文言を入れました。高齢者や障がい者の方々が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような観念、考え方、その他一切のものの除去に資するように、この法律は動かなきゃいけないということを入れさせていただきました。

障壁となるような観念の反対ですね、これが思いやりであると思っています。その気持ちを持って人に接していけば、立場の弱い人も生きやすい、働きやすい、そういう社会ができていくと思います。日本人は非常に心優しい民族だと考えます。中でも三重県の方は優しいなと思います。

ですが、残念ながら、パーキングパーミット制度を悪用される、あるいはそこにとめる資格がない人がとめる、これがあるのも事実。そういったことを一つ一つ対応していくのが重要ですし、何よりも大事なものは、やはり小さな頃からそういう気持ちを持つべきであると。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、若い頃に学んだことというのはずっと心に残っておりますので、教育だとか、あるいは我々が行政機関としてやってきたバリアフリー教室というようなものをしっかりやって、一人ひとりの県民の方々にこういうことを行うのが大事なんだということを理解していただくということが、我々にとっての責務であると考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 知事から、心の声だったかは分かりませんが、お答えいただきました。

一人ひとりが思いやりの心を持つ、またこの制度を前に進めていくためには、改めてその思いやりの心を広げていくということが重要であります。

まず、その前に、やはりこれを担当していただく職員の皆様方に、利用者の方々がどう思われているのか、また、県民の方々がどういう思いでこのおもいやり駐車場を見ているのか、そういったところの現状をしっかりと把握し

ていただいて、その方々に思いやりの心を持って、この制度を前に進めていただきたいなと思います。

先ほど知事からも、子どもの教育、子どもの頃から思いやりの心を育てていくことが大事なんだという話もいただきましたけれども、もちろんそれはそれで教育のほうでも培っていただきながら、ただ、しかし、子どもは大人の背を見て学ぶというところもありますので、やはりまず、我々、県民の皆さん方の大人の行動というのを子どもは見ていますから、そういったところでもしっかりと啓発していただいて、よりよいこの制度を前へ進めていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、時間が大分かかってしまいましたが、次の2番目の質問に移らせていただきます。

2点目は、通学路の安全確保について御質問させていただきます。

まず初めに、先日、6月7日であります、津市にて自転車で下校中の中学生がダンプカーにはねられ、貴い命が失われるという痛ましい事故が発生いたしました。亡くなられた生徒には、改めて御冥福を心よりお祈り申し上げます。

通学路の安全確保については、昨年10月、今井智広議員からも質問がなされておりますが、今年度になって、刻々と道路状況等も変化しておりますし、改めて私から今年度、質問させていただきたいと思います。

まず、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全対策に取り組んでいただいている教育委員会、そして警察本部、県土整備部の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。市町と連携しながら、また地域の皆さん方と一体となって、子どもたちの安全対策、見守り活動などを行っていただいております。

皆様方の記憶の中にも、令和3年6月28日、千葉県八街市で、下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという大変痛ましい事故、これは記憶に新しいと思います。

本県でも、通学路の安全を脅かす事故は後を絶ちません。こうした情勢を

受けて、通学路における交通安全をより一層確保するため、教育委員会、学校関係者、警察本部、道路管理者等の関係機関が連携し、新たな視点からの再点検を実施していただいたところであります。

一見知事も再三お話をされている、子どもは地域の宝である、少子・高齢化が進む中で改めて子どもたちの命を大人が守る、この原点に立ち返ったときに、安心・安全な通学路を迅速に整備し、子どもの命を守ること、地域の安全を確保するということが、行政の担うべき最重要業務であると考えます。

そこで、通学路交通安全プログラムにおいて、各市町で合同点検が実施された結果、対策が必要とされた箇所について、早急な対策をどのように行っていくのか、現状の状況を踏まえてお答えいただきたいと思います。教育長、よろしく願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 通学路の安全確保について御答弁申し上げます。

議員からもございましたけれども、6月7日に、これからの学校生活への希望にあふれた中学1年生が、下校中の交通事故により命を失いました。これまでかけがえのない時間を過ごしてみえた保護者の方の御心痛を思うと、言葉がありません。心よりお見舞い申し上げます。

子どもたちの命と未来を守るのは大人の責務であり、私たち大人一人ひとりがそのことを自覚し、行動しなければならないと思っています。

県教育委員会としましても、子どもたちが安心して登下校できるよう道路管理者、警察本部、市町教育委員会と一層連携し、通学路の安全確保の取組を進めてまいります。

合同点検でございますが、小学校の通学路の交通安全対策は、各市町が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関による合同点検を行い、実施しているところですが、これ、毎年やっていますが、令和3年度は、御紹介のありました八街市の事故を受けて、新たに、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道、ヒヤリハットがあった箇所、改善要望があった箇所の三つの観点を加えて行いました。

この結果、対策が必要な箇所が1537ありました。そのうち、歩道や路肩の整備、防護柵や車止めの設置などは県や市町などの道路管理者が、横断歩道などの道路標示の塗り替えや信号機のLED化などは警察本部が、通学路の変更、注意喚起看板の設置、見守り活動の強化などは学校と市町教育委員会が対策を実施することとしており、複数の部局が実施する場合があります。

その状況ですけれども、令和4年3月末時点で、道路管理者が担当する720か所あるんですけれども、あと519か所につきまして、おおむね本年度中に対策が実施され、その他の箇所も、本年度も含め、できる限り早期に対策が実施されるよう進められております。

警察本部が担当いただく448か所のうち、あと117か所につきましては、116か所は本年度中に、1か所は令和5年度中に対策が実施される予定です。

各市町と市町教育委員会が担当する958か所については、対応に着手できていないところが5か所あります。現在、注意喚起看板の作成や通学路の変更について関係者による協議を行っており、この間、他の箇所も含めてですが、学校安全ボランティアによる見守り活動の強化などで対応いただいております。

今後も、関係部局が予定されている対策の進捗状況を必要な時期に把握して、取組状況を確認してまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 御答弁いただきました。ありがとうございます。ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

時間もありませんので、次、二つ目の質問に移ります。

二つ目は、対策完了まで時間を要する箇所への対応についてということで、こちらは県土整備部のほうでお答えいただきたいと思っております。

合同点検で対策が必要とされた箇所においては、全ての箇所で、優先順位をつけることなく、できることから早急に取り組んでいく、このような考え方の下で取り組んでいただいておりますが、中には工事が必要な箇所、そして用地買収等が重なる部分に関しましては、対策完了の時期が令和5年度

以降になるものも存在しています。

児童生徒の安全確保、これは何よりも優先すべき課題であるという認識に立てば、これらの対策が完了するまでに1年や2年ほどの期間が空いてしまう箇所について、その間の安全対策、どのように県土整備部のほうで対策されるのか、お伺いいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 通学路の安全確保についてお答えさせていただきます。

通学路合同点検の結果、県管理道路については、道路管理者として228か所の対策が必要になったところでございます。

このうち令和3年度までに69か所の対策が完了し、令和4年度末までに215か所、94%の対策が完了する予定でございます。残る13か所につきましては、一部用地買収が必要となるため時間を要しますが、令和5年度早期の完了を目指して進めてまいります。

加えて、このように時間を要する箇所につきましては、対策が完了するまでの間、路面標示や注意喚起看板の設置など、すぐにできる即効対策を併せて講じてまいります。残る13か所のうち5か所については、即効対策を既に講じております。残る8か所につきましても、夏休み中に、2学期が始まる前までに即効対策を講じてまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○**5番（石垣智矢）** ありがとうございます。

令和5年度以降の箇所で、現在、13か所中の8か所はもう済んでいて、残りの5か所に関しては夏休み中までに、2学期が始まるまでに対応していただけるということで、ぜひ子どもたちの安全を最優先に取り組んでいただくと同時に、市町との連携も、情報共有もしていただきながら、さらに子どもたちの安全がより前に進むように御尽力いただきたいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、3点目、最後の質問をさせていただきます。

ライフジャケットを活用した水辺の安全確保の取組について伺います。

もうすぐ暑い暑い夏がやってきますと聞くと、山崎議員なんかは野球を思い出すのかなと思いますが、川や海など、子どもたちが水遊びする機会も増える季節でありますので、水辺の安全確保を最優先に取り組んでいかなければなりません。

水辺に親しむ子どもたちが増える一方、水難事故が多発する季節でもあり、子どもたちの命を守るために、より一層注意を図りながら、学校教育や家庭、地域での様々な水辺の安全確保に力を入れていく必要があります。

三重県警察本部が発表する令和2年中の水難発生状況においても、身近な水遊びである釣りや魚捕りの最中に溺れてしまう事故が全体の42.4%、4割以上を占めており、我々の生活の身近なところに危険が潜んでいるということは、この数字からも読み取ることができます。

水辺の安全確保のためには、子どもたちが自らに意識づけをし、習慣づけることが何よりも重要で、学校現場における啓発や周知の徹底の必要があります。

また、ライフジャケットに関する正しい知識を身につける、日頃から着用する習慣をつくることこそが、命を守る行動につながります。

時間はありませんが、こちらの資料、少し御覧いただきたいと思います。(パネルを示す)こちら、先日行った私の県政報告会の際に、入り口のブースでライフジャケット着用体験会を行った様子であります。子どもたちに1回でもライフジャケットを着たことがある、そんな体験をしていただいたかったので、このようなブースを設けました。

初めて着用したという子どもたちも多くて、大人の方々にも改めてライフジャケットの重要性を認識していただいた、そんな着用体験会であったと感じております。

(パネルを示す)こちらも、その資料でございます。お父さんが子どもさんにライフジャケットの着用を教えながら、一緒に着用している風景であります。

ライフジャケットを活用した教育については、私も昨年、総括質疑で御質問させていただき、また、本年3月には、我が会派の小林貴虎議員が一般質問において、ライフジャケットの活用のそれぞれの市町への意向調査を行ってはどうかという質問をしていただきました。

教育長からは、しっかりと調査を行うと答弁されていますけれども、この意向調査等を踏まえたその後の取組状況について、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長（木平芳定） 小学校でのライフジャケット活用についての各市町への働きかけ等ですけれども、これまでも情報提供とか、いろんな調査などを行ってきたところですが、令和4年3月に、県内全小・中学校の体育担当教員と市町教育委員会担当者へのオンラインでの研修におきまして、水の中での安全確保につながる背浮きを水泳の授業で指導する際に役立つスポーツ庁の学習コンテンツや、ライフジャケット着用の仕方を学べる学習アプリを紹介してきました。

それから、毎年5月に市町教育委員会に水泳等事故防止を通知しておりますけれども、昨年度に続き、今年度もライフジャケットの有用性などを示しております海上保安庁のホームページを紹介したところです。

その通知の際、併せて市町でのライフジャケットの活用予定を調査いたしました。13市町で、授業や校外での体験活動、防災訓練などで活用を予定している学校があるとの回答がありました。

このため、先週、これらの活用予定事例とともに、議員からお話がありましたけれども、令和3年10月に聞き取った各市町のライフジャケットの保有状況を、市町にこれも併せて情報提供し、積極的な取組をしている市町や学校の事例も参考に水辺の事故防止をお願いしたところです。

今後も、子どもたちが安全を確保しながら水辺に親しむことができますよう、ライフジャケットを活用した各学校の具体的な取組事例を取りまとめ、改めて各市町に提供するなど、多くの市町に同様の取組が広がるよう努めて

まいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ありがとうございます。早速、市町と連携を取っていただいて、動いていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

市町の意向調査をしていただいて、私も資料を見せていただいたんですが、中には、29市町のうち13市町が、これからライフジャケットを活用して、教育を進めていくという中でも、その活用内容が防災訓練であったり避難訓練というところも入っていて、私がずーっとお話しさせていただいているのは、あくまでも日頃からライフジャケットを身につける習慣を子どもたちに身につけてほしい、そのための教育というところですので、ぜひそういった、県としても身近なところから、日頃から着用できるような習慣づくりのためのライフジャケットを活用した教育という観点で、さらに市町のほうにもお話をさせていただきながら進めていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、（実物を示す）参考図書の紹介だけさせていただきます。

こちらは、『かっぱのふうちゃん ライフジャケットでスイスイ』という本になります。これ、水辺の子どもたちの命を守る絵本です。本当に読みやすい、子どもでも大人にも読んでいただける絵本であると私も思っております。

作者は、森重裕二さん。子どもたちにライジャケをという活動、2007年から取り組んでいただいている、非常にライフジャケットを着用する、命を守るということに熱心に取り組まれている方がお作りいただきました。

この本をぜひ皆さん方に読んでいただきたいなと思います。県立図書館にも置いていただきたいと思っておりますので、どうか皆さん方にライフジャケットのことに興味を持っていただいて、少しでも子どもたちの命を守る取組におつなぎしていただきたいと思っておりますので、今後、要望もさせていただきます。本日はありがとうございます。終わります。（拍手）

休 憩

- 議長（前野和美） 暫時休憩いたします。
午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

- 副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。27番 稲垣昭義議員。

〔27番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

- 27番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選挙区選出の稲垣昭義です。

昨年度1年間は、議員各位のお支えの下、副議長を務めさせていただきましたので、その間は一般質問に登壇することができませんでした。無事に副議長職を終え、藤田副議長に託すことができましたので、今日、一見知事と初めてこの本会議場で議論できることを楽しみにしておりました。どうぞよろしく願い申し上げます。

午前中、石垣議員が36歳で最年少ということで、非常に元気のよい質問をされておりました。思い起こすと、私もちょうど20年前には、30歳で最年少ですと言ってここで質疑したことを思い出しながら、そして、私もこの6月で50歳になりまして、20年間のこの重みを感じながら、そしてまたその間に感謝しながら、そしてまた初心を忘れることなく、今日は質問させていただきたいというそんな気持ちに午前中させていただきました。

それでは早速、まず初めに、ウクライナ戦争による本県産業への影響について議論させていただきたいと思います。

本年2月24日に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われ、世界中

が震撼しました。21世紀に入って、ロシアという大国が、国際的ルールや秩序を全く無視して他国を侵略するという暴挙が起こったことは、いまだに信じられず、決して許されることではありません。

三重県議会では、3月2日に全会一致でロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議を行い、議会の意思を示しました。しかしながら、今なおウクライナ情勢は混沌とし、長期化する可能性も指摘されています。この問題は、日本にとって影響は大きく、安全保障上の大きな問題であるとともに、産業界に与える影響も非常に大きいと考えられます。

日本全体の産業に与える影響を見てみますと、5月の大和総研の調査では、ウクライナ危機による資源高と円安の影響は、短期的には家計で2.0兆円、企業で2.6兆円の負担が大きくなることが分かりました。業種別に見てみると、最終的には多くの業種で負担増となる見込みですが、特に原油や石油、木材などを多く用いる業種に加え、魚介類の高騰によって、食品を提供する機会の多い対個人サービス業などの負担も大きくなります。帝国データバンクの調査では、仕入数量の確保面で影響を受けている企業は50.8%となっており、特にロシア発ウッドショックと言われ、木造建築工事業や木材・竹材販売業などが最も大きな影響を受けています。また、原材料や商品などの価格高騰の面で影響を受けている企業の割合は66.7%となっており、これらの仕入数量の確保、または価格高騰に対する対策に多くの企業が苦慮されています。また、生産拠点の国内回帰を約1割の企業が検討しているということであり、これに関しては非常に興味深く、後ほど述べたいと思います。

このように様々な業界において、仕入数量の確保、原材料や商品の高騰など大きな影響が出ておりますけれども、今日は特に本県の北勢地域の産業への影響についてお尋ねしたいと思います。

北勢地域は、電機・半導体産業、自動車産業、石油化学コンビナートなど日本のものづくり産業の拠点となっております。日経エレクトロニクスとSEMI ジャパンが4月に日本の半導体メーカーにウクライナ危機の影響を調査したところ、数か月の原材料の在庫は確保してあるため、直ちに生産に

影響が出ることはないが、この問題が長期化すると最終製品の値上げなど様々な影響が出そうだとのことです。特に、ロシア、ウクライナが大きな世界シェアを占める希ガスやパラジウムなどの鉱物資源の調達への懸念の声が出ております。

自動車産業では、ロシアへの依存度が高いとされるEVバッテリーの正極材に使われるニッケルの高騰に懸念の声が出ています。ウクライナ侵攻前、1トン当たり1万6500ドル、約200万円だったニッケルは、ウクライナ侵攻後に急騰し、約3倍の4万8000ドル、約600万円となっています。このような状況の中、ニッケルの利用を抑えた電池の開発など技術開発を進める動きが各国に出てきており、新たなバッテリーを契機に競争の勢力図が変わるかもしれない状況になってきているとのことであります。自動車産業として、地政学的リスクを考慮した調達網の見直しや各社の事業戦略の変更が余儀なくされる時代に入ってきたと言えます。

北勢地域の産業の柱である半導体、自動車産業への影響を見てきましたが、まずは、知事は今回のウクライナ戦争が本県の北勢地域の産業にどのような影響を与えていると考えているのか、現状認識をお尋ねいたします。

また、政府は4月26日にコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を発表しましたが、当面の燃料油価格・原油価格・物価高騰対策が中心であり、このロシアとウクライナの戦争状態が長期化することを想定したのではなく、特に、ものづくり産業に今後大きな影響が出てくる希ガスや希少鉱物資源の安定供給確保、サプライチェーンの強靱化といった視点は非常に弱いように感じます。

県として、ウクライナ戦争が長期化することを想定した対策が必要と考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

3点目は、企業が様々な戦略を見直す必要が出てきている中で、先ほど申し上げました大和総研の調査では、生産拠点の国内回帰を約1割の企業が検討していると回答しております。

2022年版ものづくり白書では、2020年度から2021年度にかけて国内生産体

制の強化を図る企業が約2割から約4割まで増加しています。国内サプライチェーンの強靱化に、より多くの経営資源を投入しようとする企業が増加している中、これは本県にとって企業誘致を進めるチャンスではないかと考え、ぜひ積極的に取り組んでほしいと考えますが、御所見をお聞かせください。

以上、御答弁をお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先日、山本議員の御質問で、ウクライナに関する安全保障、国とそれから三重県として何をやっていくかお答え申し上げました。

また、2月ですが、ロシアがウクライナに侵攻した当初、三谷議員からは、一般的にこれをどう捉えていくのかという御質問を頂戴しました。そのときに、安全保障上の観点の問題と経済、産業への影響があると思いますということでお答弁を申し上げたところであります。

今回、産業への影響ということでございまして、私どもが、ウクライナへのロシアの侵攻がどのように影響を及ぼすか、どう見ているのかをお答え申し上げたいと思います。

まず、ウクライナへの侵攻の前から、コロナ禍が大分小康状態になっておりましたので、経済は回り始めておりました。そのときから、ある程度原油の価格も上がってきておまして、物価高とまでは言えませんでしたけど、それが招来される、起こってくるというような感じはございましたが、今回のウクライナ侵攻によりまして、原材料とかエネルギーの価格はさらに上昇しましたし、電力料金とか運送費用も上がりました。また、穀物、これは県内で畜産をされておられる方々に大きな影響を及ぼしております。飼料の価格高騰ということですね。物価が上がってきているというのが今の現状と私どもは考えております。

御指摘をいただいた北勢地域の自動車、それから石油化学、それから半導体をはじめとします電子・電気部品、これらへの影響をどう県が見ているかということをお申し上げます。

まず、自動車産業、これが一番影響を受けておると思います。部品がなか

なか入ってこなくなって、工場の稼働をある程度停止しなきゃいけないというところも出てきております。6月には4割程度の生産を減らさなきゃいかんとおっしゃるメーカーもおられます。さらには、原材料とかエネルギー価格の高騰、これは当然費用が上がっているということで影響を受けておられます。石油化学、これは自動車ほどではないですけど、やはり影響を受けておられます。四日市コンビナートはロシアの原油への依存度は輸入量の3.6%と聞いておりますので、量自体はそんなには大きくないんですけども、しかしながら、原油価格がウクライナの侵攻を受けて上がっていますので、それを製品に十分には転嫁できていないという声も聞いております。それから、半導体でございますけれども、コストがやっぱり上昇する。半導体をつくる時には、電気をかなり使うので、これが上がっているので大変だということでもあります。

今のところ、財務的な影響がかなり出ています。しかしながら、幸いなことに人的、物的な影響はないということで、これはありがたいことであるんですけど、しかし、議員が御指摘のように、じわじわとコストが上がってくれば、産業への影響は出てくると思います。そういった中で、御指摘もいただきましたけれども、4月に政府では、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を講じましたが、ウクライナ侵攻はここまで長引くということを想定しているのではないと思っております。昨日、総理は、物価高に対応するための本部をつくるというお話を発表されました。恐らく、この中でウクライナ侵攻の長期化に伴う物価の高騰への対応というのも出てくると思いますし、また、さきの国会では、経済安全保障に関する議論もなされております。経済安全保障の中には、ものの価格が上がったときにどうするかということだけではなくて、実際に日本にとって必要なものが、産業にとって必要な材料が入ってこないときに、それをどうするかという議論もその中に含まれておるものでございますので、これへの対応もそういった面で行われると思います。

議員から御指摘いただいた、例えば希ガスというのは、なかなか自然界に

は少ないガスということで、ネオンとかクリプトンとかキセノンと言われて
いるものと承知しておりますけど、これは例えば半導体の製造では欠かせない
ものがございます。これがないと半導体がつくれないというものだと考えて
います。また、ニッケルとかパラジウムとかも、パラジウムなんかは自動
車の排気ガスから有害物を取り除く触媒に使われているもので、これは自動
車産業にはやっぱり欠かせないものがございますが、これも例えばパラジウ
ムはロシアで40%以上が産出をされておるといことで、入ってこなくなると
困るものがございます。

県内企業にお話をお伺いしますと、ウクライナの危機の前から経済安全保
障の義務はありましたので、複数の調達先をもう手当てされているとい
うことでございますので、議員も御指摘いただいたように、途端にすぐに物
が入ってこなくなるから、製造を止めなきゃいかんということではないよう
です。しかしながら、パラジウムなんかは、今年の3月に価格がぐっと上が
ったりいたしまして、その影響は出てきております。幸いなことに、今はもう
大分価格は落ち着いてはいるんですけども、価格面での問題、それから実
際に調達ができるかどうかの問題があります。

国においては、先ほど申し上げました経済施策を一体的に講ずることによる
安全保障の確保の推進に関する法律におきましてサプライチェーンの強靱
化を進めていくということでございます。県は必要な対策を国に、産業界から
声を丁寧に拾っていくというのは我々の仕事だと思っておりますので、今、
産業界から寄せられた声について申し上げましたけれども、引き続き声を拾
い、そして国にきちんと伝えていくことをしたいと思っておりますし、
また、県内にあります中小企業の皆さんには、我々が支援の手を差し伸べる
必要があると思います。現在も補助金をつくりましたり、これは高性能の省
エネ機器に買い換えるときの補助金でございますが、あるいは中小企業の資
金繰り支援の拡充とかについても、現在、補正予算に入っておるわけござ
いまして、こういったものを使いながら県内企業に必要な支援をこれからも
継続していきたいと考えているところでございます。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、私のほうからは、企業の国内回帰の動きについて、企業誘致をいかに今後進めたらどうかという御提案について御質問いただきましたので、御答弁させていただきます。

先ほど知事から申し上げましたとおり、企業ではサプライチェーンの再構築が大きな課題となっております。調達先や生産拠点の日本国内への回帰を検討している企業が、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、出てきていると認識しているところでございます。このため、令和2年度には三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金を創設し、県内企業の競争力の維持・強化を図ってきたところでございます。具体的には、海外や県外で生産した製品を県内製造に転換する事業であるとか、他社に外注していました製品を県内事業所で内製化に転換する事業などに対して、令和2年度は15件、令和3年度は19件の支援を行い、引き続き令和4年度も県内企業におけるサプライチェーンの転換や強靱化の取組を促進しているところでございます。

また、県外からの新規立地については、国の成長戦略に連動した分野でありますグリーン・デジタル関連分野を新たに企業立地の促進補助金の対象に加えて企業誘致に取り組んでいるところでございます。

今後も感染症対策や経済安全保障の観点から、サプライチェーンの見直しによる設備投資を行う県内企業を支援するとともに、新たな生産拠点の立地を検討する国内外の企業に対しては、県内における操業の優位性を発信するほか、補助制度などを有効に活用して、ピンチをチャンスに変えるべく戦略的な企業誘致活動を行ってまいります。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 企業誘致については、今、野呂部長のほうからも答弁いただきましたが、この機会をというか、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

今、知事のほうからも、当面は、今、物価高騰の対策はやっていただいておりますと、そしてまた原材料は、当然長期的にはこれからどうなるか分からな

い部分がありますが、今の段階では少し落ち着きも見せているというお話でした。経済安全保障の観点で、これから長期化していく心配が、私は非常にあると思っていますので、この材料が入ってこないことへの対応というのをしっかり本腰を入れてやっていただきたいなと思っていますし、今、半導体と自動車のお話だけさせてもらいましたが、実は、四日市萬古焼も、この陶磁器には耐熱性を高めるためにアフリカのジンバブエ産のペタライトという鉱石が使われているのですけれども、これも3倍から4倍ぐらいに値上げされているということで、本当に今、死活問題になっていますので、これも併せて、物価高騰の対策とその代替えの開発というか、その辺りの支援もぜひ要望しておきたいと思います。

それでは、次に、ウクライナ戦争を日本のエネルギーの視点で議論したいと思います。

2021年度の日本のエネルギーのロシア依存度は、先ほど石油化学コンビナートの依存度のお話をいただきましたが、日本全体では石炭11%、原油4%、天然ガス9%となっております。先日、国際大学副学長の橘川武郎先生の講演を聞かせていただきましたが、石炭と原油については、代替先確保は比較的容易であるとのことでありました。一方、天然ガスの調達に支障が出る可能性はありますが、スポット買いはほとんどなく長期契約のため、短期的には問題はないとのことで、少し安心したところであります。しかしながら、今回のウクライナ戦争によるエネルギー資源の急騰を考えると、県として脱炭素、カーボンニュートラルの取組について、改めて考える必要があると思います。

日本政府が、2030年に温室効果ガスの2013年度比46%削減、2050年にカーボンニュートラルという目標を公表したことから、昨年、この本会議場では、脱炭素やカーボンニュートラルに関して様々な議論がなされました。昨年10月には、長田議員のカーボンニュートラルに伴い三重県のものづくり産業の成長戦略をどう進めていくのかという質問に対して、知事は、2050年カーボンニュートラルに向けた県内企業の前向きな挑戦を積極的に支援し、新たな

産業や雇用を生み出すグリーン成長につなげていきたいと答弁されました。12月には、田中議員の質問に対し、知事は、四日市市の石油化学コンビナートが重要で、化石燃料の関系の産業を縮小していくことはあるが、自然再生エネルギー、水素、アンモニアなどの成長分野を支援したいと答弁されております。

昨年このような議論を行った数か月後に、我々の予想をはるかに超えたウクライナ戦争が起これ、今後、長期化する可能性がある事態に陥りました。化石燃料価格が急騰し、エネルギー危機が顕在化してまいりました。私たちは今、エネルギーの脱炭素化とエネルギーセキュリティー確保の両立が可能かとの岐路に立たされていると考えます。そんな中、脱炭素やカーボンニュートラルは、世界の平和と協調を前提としたユートピア的な話で、有事の中では脱炭素政策は中止すべきとの考えも出てきております。特にEUの脱炭素戦略は、ロシアの天然ガスに頼っているところが多かったために見直しの必要が出てきているのではないかと指摘もあります。

しかしながら、私は、このような危機のときこそカーボンニュートラルの重要性を考え、むしろ平時のときはなかなか進まなかった取組をビジョンを持って積極的に進めるべきと考えます。具体的には、産出国の地政学的なリスクに左右される化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を加速すること、特に本県は石炭火力からカーボンフリー火力、つまり水素、アンモニア火力への転換を積極的に進めるべきと考えます。

あと本年3月には、議員勉強会で、公益財団法人ながさき地域政策研究所の菊森理事長を講師にお招き、五島スマートアイランド構想におけるIoTと脱炭素についてをテーマに学びましたが、その際、提案いただいた浮体式洋上風力発電に関しても本県の優位性があるように感じます。

知事は、3月に、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会をコンビナート企業18社と立ち上げられましたが、ぜひ長期的視点に立って、この有事のときだからこそ新技術の展開を具体的に進めたいと考えますが、御所見をお聞かせください。また、これからの日本

のエネルギー政策を考えたときに、原子力発電の議論は避けて通れないと考えます。カーボンニュートラルに取り組む知事として、原子力発電の考え方についても御所見をお聞かせください。

以上、御答弁をお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国のエネルギー政策をどうしていくかというのは、これは国においてエネルギーミックスの考え方で、資源エネルギー庁で考えていただける話だと思っております。

三重県にとってどのようにエネルギーを考えていくのか、これも非常に重要な話でありまして、これは三重県で考えるものであります。

長期的には、やはり化石燃料のエネルギーから自然再生エネルギーに変わっていかざるを得ないし、この間もちょっと申し上げました、カーボンニュートラルって、太平洋島嶼国にとって、もう致命的に大事なものになっていると。やらないと自分の国が水没してしまうという問題もありますので、そういったことも踏まえながら、世の中は大きくカーボンニュートラルに、脱炭素に動いているということでもあります。議員御指摘のように、日本にとっては、石油、石炭を輸入しております。ここからカーボンニュートラルに変わっていくというのは、ウクライナ侵攻があったとしても、いや、あるからこそ、まさに進めていかなければいけないものということはおっしゃるとおりだと考えております。

これも議員御指摘のように、長期的視点に立って考えていかなきゃいかんと思えます。

将来的には、自然再生エネルギーの比率を上げていくということなんですけれども、これは簡単なことではないですね。三重県は、東側が海に面しておりますので、洋上風力発電などは適地があるのではないかと考えておりますが、他方、そこでなりわいをされておられる方もおられます。長崎県のお話をお聞きになられたとすると、当初、漁業の関係者の方とどんな調整をされたか、どんな苦勞をされたかというのを聞かれておられると思えますの

で、これは、しっかりとお話をしながら御理解いただいて進めていく必要があるものではありますが、やはり長期的にはそういった志向をしていかないといかんと思っております。

そのために、自然再生エネルギーをどうするのかというので、県としてはどういふところがあるのか、あり得るのか、実際には、そこで事業をされるのは電力事業の方々なんです、その方がそこで事業をするための条件、あるいはやりやすいところなのかどうか、これをしっかりと調査をしていくということを私どもは考えています。それが、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの一つであります。

また、四日市市にとって、コンビナートはとても重要な産業です。これは、四日市市だけではなくて、三重県にとっても重要な産業です。したがって、四日市市長と一緒に、議員から御指摘いただいたコンビナート企業が入られた検討会を3月につくりまして、化石燃料ではなくて水素とかアンモニア、すぐには無理だと思いますけど、そういったものにシフトしていくやり方を試行していこうということで議論を始めたところです。関係者が一堂に集まって議論するというの一番大事なことやと思っています。これは、コンビナートは日本に複数ありますけど、県と市と一緒に入って全事業者の方が集まってやりだしたのは、実は四日市だけなんです。結果が重要ですので、今後、議論を進めながら、どういった取組ができるかというのを考えていこうと思っています。

エネルギーは長期的な視点に立った取組が必要だと申し上げました。原子力についても、その視点に立って議論を進めていく必要があろうと思っています。欧州では、国によっては、原子力にある程度回帰しないと今のカーボンニュートラル、あるいはウクライナ侵攻の危機に対応できないということを考え始めている国もあります。これは、冒頭申し上げました原子力発電をどのぐらいの比率で使うかについては、国の判断になってくると思います。そのときに重要なのは、二つの論点があると思います。

一つは、安定的に電力を確保できるかどうかということです。原子力は、

ある程度実際にワークしておれば安定的な電力の確保ができるということで、非常に優れた電源であると思います。

もう一つは、やはり安全性であります。先日、5月25日ですが、若手の知事の集まりがありまして、そこで福島第一原子力発電所を視察してきました。津波の被害にあったところですが、今でも物すごいお金と労力をかけて、廃炉に向けた作業を進めております。廃炉に向けた作業ってすぐにできないですね。何十年単位で時間がかかるものであります。やはり原子力を扱うということは、安全に対して非常な労力がかかるもんだと思いました。とは言うものの、やはり安全を確保しながら、それはすなわち非常時の電力を確保することなのなのですが、そういったことに意を用いながら、原子力についてもきちんと対応していかなきゃいけないと考えています。いずれにしても、原子力は安全を最優先に考えていく必要があるものと思います。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 知事のほうから、今、御答弁いただきました。

原子力についての考えも、今、お聞きしたところですが、長期的視点に立って、県は県としての考えをしっかりと持っていかなあかんというお答えもありました。今回のウクライナの情勢を見て、鉱物資源がこれから入ってこやんようになったかどうか、あるいはエネルギーの問題とか、今、お話をさせてもらったんですけども、恐らくウクライナの影響が出てくるのはこれからで、今回、私が感じたのは、特に中国への依存というのは非常に大きいものですから、上海がロックダウンしただけで自動車産業はかなり大きな痛手を被ったという報道がたくさんされていました。そのことも考えるとロシア、ウクライナ戦争だけでなく、中国がそういうことになっただけでも非常に大きな影響があった。そしてまた知事も、先日、山本教和議員の質疑の中で台湾有事の議論もされましたけれども、そういったリスクもあるということを考えると、エネルギーをどうしていくのか、それから日本の産業をどうしていくのかということは、そういったリスクと共にしっかり考えていく必要がある。そして、それを避けては通れないと思っていますので、

もちろん長期的な視点と、あとやっぱりスピード感が求められるところもあると思いますので、ぜひそんな議論をこれからも期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、#学校から日常にもどせということで、今日はこういったパネルを作らせてもらったんですが、（パネルを示す）この#学校から日常にもどせについて、議論させていただきたいと思います。

1年半前に、私は一般質問に登壇して、当時の鈴木知事と新型コロナウイルス感染症の様々な影響について、人の命を守り、人間らしく生きられる世の中を取り戻すために幾つかの提案をし、議論を行いました。

その一つは、学校グリーンゾーン宣言という提案でしたが、子どもたちが過度な新型コロナ対策で未来や可能性を奪われ、大きな弊害となっていることを指摘し、まずは学校から、子どもたちから日常に戻してあげてほしいとのお願いでした。鈴木前知事からは、ワクチン接種による発症もしくは重症化予防の効果等、国における分析等も踏まえ、収束に向けてのメッセージの発出について考えていきたいとの答弁がなされました。しかし、その後、ワクチンがある程度行き渡り、2回目、3回目の接種が進んでも、鈴木前知事は、子どもたちを過度な感染対策から解放するメッセージを出していただくことなく、国に行ってしまうれました。

私は、この議論をしたときから、SNS上に、この（パネルを示す）#学校から日常にもどせという発信をずっと続けておりまして、今では多くの共感とそれから悲痛な思いを持った保護者の方から保護者の方へ、この#学校から日常にもどせという輪がツイッターの中で今非常に広がっております。

あれから1年半がたって、ようやく厚生労働省の専門家会議から、子どもに過剰な新型コロナ対策を強いるべきではないとの提言が出されました。学校でのマスクの感染対策効果は限定的だったこと、それ以上に、マスクは子どもたちの発達や成長にとってデメリットが大きいこと、休園や休校は子どもたちの発達を阻害し、学習能力の低下が社会的損失となることなどが提言されました。失われた時間や経験は後から取り返すことはできないと強調さ

れる専門家の姿を見て、その過剰な対策でもう既に子どもたちは2年以上の貴重な期間を失ったんですよということを叫びたい思いで、私はその提言を聞かせていただきました。

また、これもやっつとですが、子どもたちに症状がない場合は検査を行う必要はないとの見解が示されました。オミクロン株になってもなお、子どものみならず元気な人が検査で陽性というだけで様々な制限を受けることは、私は問題であると考えておりますけれども、特に子どもたちが元気であるにもかかわらず、部活動の大会ルール等で検査を一律に求められ、陽性となり出場辞退を強いられ、涙を流すケースを幾つも見てきました。このような理不尽により子どもたちのこれまでの努力を潰し、未来の可能性を奪うことは二度とあってはいけないと思います。

改めて、知事にお願いいたします。

今議会で提案いただいた知事の強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）とみえ元気プラン（仮称）の最終案では、素案に比べて未来を担う子どもたちの健全育成や成長、活躍といった視点が加えられ、そのような書き込みが増えました。6月3日の知事提案説明の中では、児童虐待には知事が先頭に立って対策を推進することや子どものかけがえのない命や尊厳を守ると力強く語っていただきました。まさに今、学校で新型コロナ対策と称して行われていることは、子どもたちの健全育成や成長にとって大きな弊害であり、子どもたちの活躍の機会を奪い、子どもたちの尊厳を傷つけています。2年半たち、子どもたちにとってはほとんどノーリスクだと分かった新型コロナに対する感染対策よりも、子どもたちの日常のほうが大切です。

知事から子どもたちに、保護者に、学校現場に対して、子どもたちの日常を大切に、子どもたちの発達や成長を大切にすると考えに基づき、学校から日常に戻すとの強いメッセージを出して、子どもたちを過度な感染対策から解放してあげてほしいと思いますがいかがでしょうか。

また、教育長にお願いします。

学校から登下校中や体育などではマスクを外してもいいとのプリントをも

らってきても、文部科学省から再度マスクを外そうと呼びかけをしてもらっても、ほとんどの子どもたちはマスクを外しません。私なりに考えると、理由は三つです。

一つは、子どもたちがこの2年半でマスク依存症になっているということです。素顔を見られるのが恥ずかしいという高校生がいます。マスクがバリアとなっていて、顔が隠れる安心を感じている子どもたちがいます。マスクを外すと人の視線が怖いという子どもたちがいます。この2年半で感染対策とは別の理由でマスクをつける子どもたちを私たち大人がつくってしまいました。マスクをするのも自由です。しかし、マスク依存症は治していく必要があると考えます。子どもたちがマスクを外すのに勇気が要るようになってしまいました。ぜひ丁寧なフォローをお願いいたします。

もう一つは、濃厚接触者の定義の問題です。マスクなしで15分以上の会話という謎の濃厚接触者のルールがネックとなり、学校現場や保育園ではマスクを外す判断ができないとの声を聞きます。本来は、国が感染症法上の位置づけを見直し、濃厚接触者という考えをなくす必要があるのですが、残念ながら政府は全く現場が見えておらず、まだ現状と対策のミスマッチを解消する気はないようです。そこで、まずは学校において、この濃厚接触者の判断基準、運用方法を改め、マスクを外す障壁にならないようにしてほしいと考えます。

最後に、もう一つは、特に小学生は、大人が外さなければマスクを外しません。学校では、子どもたちの前で先生は率先してマスクを外し、子どもたちに笑顔を見せてあげてほしいと思います。

この3点について、教育長の所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 学校、これは非常に重要な場所であります。子どもたちが成長していくにおいて、その学校での経験というのは何物にも代え難い経験であります。

新型コロナは、その学校から子どもたちの楽しみを奪っているものでもあ

ります。去年の秋ぐらいから、ちょっと新型コロナが落ち着き始め、この年初、そこでまたぐっと盛り上がってきました。ちょっと落ちていた去年の秋ぐらいに、修学旅行は6割ぐらいの県立学校で戻ってきているという明るいニュースもありました。また、この春になりましてからですけれども、去年の秋にできなかった修学旅行もできつつあるということで、学校の現場においては新型コロナの影響が少しずつではありますけれども、小さくなっておるのかなといういい傾向が見えていると思います。

最近、私は外を一人で歩くとき、それから距離がある程度、まあ2メートル以上の距離があるときには、マスクはもう外しております。朝とか、あるいは夕方に擦れ違う子どもたち、自転車に一人で乗っておる子どもで、マスクをつけたまま自転車に乗っている。そんな子どももおいでになるんですね。いや、気の毒なことやなと思っております。

それもありましたものですから、国も徐々にではありますけれども、子どもたちのマスクについての方針を変えてきました。5月27日に私が呼びかけをさせていただいて、距離が2メートル以上あるとき、あるいは体育の授業であるとか、あるいは通学の途中で一人で歩くとき、こういうときにはマスクは要らないと言ったつもりであります。ただ、三重県だけじゃありませんけど、日本人ってやっぱり慎重なんですね。マスクが新型コロナの感染を防止している、これも事実だと思います。これは先ほど午前中に、廣議員の御質問に対して答弁申し上げたところであります。なので、やはりなかなか外しづらいということも分かります。

なので、先ほど議員からお話も頂戴しまして、もう一度私のほうから、特に子どもたちに対してマスクの着用について、必要なところはありますけど、必要でないところもあるので、それを呼びかけていきたいと思っております。他方、私はマスクを絶対したいんだという気持ちを持った子ども、あるいは保護者の方もおられると思います。その方の気持ちもやっぱり大事にせないかんと思いますので、どんな形で私どものほうから呼びかけができるかどうか考えながらでありますけれども、議員から御質問も頂戴

しましたので、その方策について考えつつ、呼びかけを行っていきたくと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校における子どもたちの状況をお話いただき、それで、子どもたちの適切なマスクの着用、それから教職員がまず外すべきでないか、それから濃厚接触者の扱いについて御答弁させていただきます。

まず、これまでですけれども、各学校でのマスクの着用は、文部科学省が最新の知見に基づき作成しております衛生管理マニュアルに即して、運動時は体へのリスクを考慮しマスクの着用は必要ないこととし、距離が十分取れないときは着用する旨の取扱いをしてまいりました。

お話がありました5月に厚生労働省の通知や政府の基本的対処方針でマスク着用の考え方が明確化され、文部科学省も体育の授業、運動部活動、登下校時にはマスクの着用は不要としているこれまでの扱いを具体的な場面に即してより明確化し、私どももこれを受けて、県立学校と市町教育委員会に周知したところです。

学校での子どもたちの状況ですけれども、児童生徒は、基本的な感染対策として学校でマスクを着用して過ごすことが3年目となり、今申し上げたマスクが不要な場面を示されても本人や家族に基礎疾患があるという場合だけではなく、外すことに不安を感じたり、それから顔全体や口元を見られることをためらったり、感染者、それから濃厚接触者になったり、あるいはさせたりするのではないかという思いから、マスクを外せない児童生徒がいる状況にあります。

こうした中で、先週、文部科学省から、各学校では熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識し、マスクが不要とされる場面ではマスクを外すよう指導する旨、通知がありました。

このため、この機会を捉え、県立学校に対し、体育の授業、運動部活動、登下校時というマスクが不要とされる場面では、児童生徒にマスクを外すよう指導すること、その際、まずは教職員がマスクを外すとともに、体育の授

業であれば、教職員と児童生徒間、あるいは児童生徒同士の距離を適切に取ったり、体育館では常時換気を徹底すること、これらについて保護者の理解と協力を得ることなどを通知いたしました。それから、県立学校のこうした取扱いを市町教育委員会にも共有させていただいたところです。

一方で、様々な理由でマスク着用を希望する児童生徒や重症化リスクの高い児童生徒が学ぶ場では、適切な配慮をさせていただきたいと思います。

また、マスクを外すことについて、学校の状況、発達段階に応じた課題も考えられますので、今後、今通知をした後の県立学校の状況を確認するとともに、小・中学校は着用の考え方を市町教育委員会とも意見交換するなど丁寧な対応をさせていただきたいと思います。

それから、濃厚接触者の特定の話なんですけれども、感染が判明した場合、濃厚接触者の特定は保健所により行われ、その濃厚接触者の基準は、国立感染症研究所のほうで定義づけられていると承知しております。一方、現在、オミクロン株が主流である間の当面の対応として、高校は濃厚接触者の特定を行わない施設に位置づけられております。以前は、感染者が判明した高校は、校内の行動履歴等を把握して保健所に提出するなどして、円滑にその特定や検査を進めてもらって、生徒の学校生活の影響をより少なくなるようになってきたところです。現在は、高校では一律の濃厚接触者の特定や行動制限というのは行われていないわけなんですけれども、ただ、同時に5人以上の感染が発生した場合や高校からの相談を踏まえて、保健所のほうで濃厚接触者の特定が必要と判断された場合には対応いただいているということです。

こうした状況も踏まえて、今後も引き続き濃厚接触者等の関係につきましては、保健所等の助言も踏まえて適切に対応していきたいと考えております。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 今、知事と教育長から答弁いただいて、私はとにかく日常に戻していこうという視点で質問させていただいておまして、マスクがその中で一つ、目につくのですけど、もちろんそれ以外にもいろんなことがあると思っています。

知事がこれから呼びかけを考えていただけるということですので期待したいと思っていますが、例えばマスクに関して言うならば、私はやっぱりそろそろ日常に戻すために発想の転換が要ると思うんですね。今、どうしてもマスクは必要に応じて外そうという形になるんですけれども、そうではなくて、やっぱり必要に応じてするものだと思うんですよ。基本はしない。でも感染対策で必要なときがあるからしていたということを私たちは2年ぐらい忘れていたんちゃうかなということを思っていて、日常に戻すというのはそういうことかなと思っています。ですので、先ほど廣議員の議論もあつたんですが、マスクを外せるガイドラインとかそういう形にどうしてもなっちゃうんですけど、そうじゃなくてマスクは基本的にしない、ですけど、マスクをする場合はこういう場合がありますよという視点に変えていかないと、これはなかなか2年間、マスク、マスク、マスクと言ってきたので外れないと思うんですね。ですから、ぜひ呼びかけるときの視点をそういうふうに変えていただきたいなと思います。

教育長にはもう1点お願いなんですけど、先ほど知事の答弁でもあつたんですけど、マスクが感染対策に一定の効果があるという認識は我々は当然あります。政府のほうもあるんですけど、ただ、先日、学校でのマスクの感染対策効果は23%だったというアメリカの研究結果を厚生労働省が出していました。ということは、23%の効果はあるのかもしれないけれども、それ以上のリスクもあるわけです。最近、そのリスクがかなり研究論文では出てきています。ということを考えると、これも発想の転換なんですけど、すぐに我々は感染対策効果は一定あると言うんですね。でも、やっぱり2年半これをやってきたことのリスクもあるんだと、こっちを伝えないと外せないと思うんですよ。ですので、ぜひ教育長、学校で、これは市町教育委員会に対しても、高等学校に対してもそうなんですけど、マスクについてはリスクがあるんだと、このリスクをしっかりと科学的に、専門的な知見が今いっぱい出ていますので、それを繰り返し、繰り返し伝える努力をしていただきたいと思うんですが、それについてだけ1点お願いします。

○教育長（木平芳定） 学校での感染対策とそれから教育活動の継続については、私は令和2年4月から、いかに本当に両立するかというのは、毎日悩まながらやってまいりました。

そして、その中で、市町教育委員会とか県立学校とはかなり議論もしております。それから、国の厚生労働省の部分というのもございますので、そうした国の公的な部分の検討結果とか分析とかを踏まえて、市町教育委員会とも、また改めていろんな議論とか、取扱状況をどう考えるかというのは丁寧に議論していきたいと思っております。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） リスクを伝えるのも責任だと思うんですよ。リスクを伝えなきゃいけないと思っていますので、今出ているリスクをしっかりと調べていただいて、それは伝えていくと。それを比較して、それでも感染対策の効果は23%だけれどもこっちを選ぶというというのは、これも自由ですけれども、やはりリスクも一方伝えないと、なかなか2年半続いたことは終わらないと思いますので、その辺りを、専門的、科学的な知見をしっかりと伝えられるようによろしくお願ひしたいと思います。

知事のほうには、知事から先ほど外ではマスクを外すようにしているという話もいただきましたけど、できたらこの議場でも、この議会からは、この本会議場のここの質問の台ではマスクを外してもいいと決まったんですね。ですから、私もマスクは外しているんです。でもこれ、ずーっと、今日最終日ですけど、一般質問で誰も外さないんですよ。これは自由です。外せとは言いません。ですけれども、多分、知事が外さんと外さんやろうなと思います。これが学校でも起こっているんです。先生が外さなあかんし、そういう人が外さない、外せないということが、日本社会のいい面でもあるんですけれども、今となってはマイナスの面でもあると思っていますので、もうこれ以上知事には答弁は求めませんので、最後、津田議員の質問が残っていますから、そのときには、知事はぜひマスクを外して答弁していただいたらと思います。

時間も限られていますので、次に進ませてもらいたと思います。正直、（パネルを示す）この学校から日常にもどせに、たくさんの声をいただいたんです。もちろん感染症の専門家の方は、その知見でやってもらわなかんけれども、一番多い声は、どうして教育の専門家の人たちが子どもの発達や成長の視点で議論してくれやんだんやと。教育の専門家の人たちが、もっと子どもの声を聞いてくれやんのかという声をいっぱいいただいています。ですので、我々はこれからコロナ禍をずっと続けるわけにはいかないの、子どもたちを日常に戻す、ぜひ、この視点を学校でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、NFTで地方創生の可能性について議論します。

これはちょっとマニアックな話なんですけれども、フリップを作ってきたんですが（パネルを示す）、NFTとは、Non-Fungible Tokenという略でして、日本語では、非代替性トークンと言われています。この非代替性とは、替えが利かない、唯一無二のという意味で、トークンとは、ブロックチェーン技術を使った暗号資産のことでありますということで、このNFTというのは、替えが利かない唯一無二であることを、ブロックチェーン技術を利用して証明する技術ということなんです。これは言っても何のことかよく分からないと思いますので、具体的に、NFTを地方創生に活用している事例を御紹介したいと思います。

愛知県岩倉市では、市の風景写真をNFT化したものを販売する風景写真NFTアート・プロジェクトを行っています。新潟県山古志村では、ニシキゴイをモチーフにしたNFTデジタルアートの販売を行い、デジタル上の電子住民票として活用できる取組を行っています。ちなみに、現在、リアル住民800人に対してデジタル住民のほうが上回っているような状況のようです。兵庫県尼崎市では、市の非公認キャラクターちっちゃいおっさんをNFT化して販売するNFTが生み出す新たな地方創生のカタチというプロジェクトをスタートしました。また、ふるさと納税サイト、ふるさとチョイスでは、ふるさと納税の返礼品としてNFTが導入されました。このように、具体的

にNFTを活用し、地方創生の取組を行う自治体が出てきております。

そこでお尋ねします。

本県のクリエイティブな人材と連携し、県内各地の魅力をNFT化して商品化する取組を始めてはいかがでしょうか。また、本県の観光資源をNFT化し海外に向けて発信することにより、海外誘客につながれると考えますが、ぜひこのような新しい取組を始めていただきたく、御所見をお聞かせください。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） 最新のデジタル技術であるNFTを活用したらどうかという御質問でございます。

議員から御紹介のありましたとおり、NFTは、コピーが比較的容易であるデジタルコンテンツに対しまして、唯一無二であることを証明できて、希少性も生じることから、デジタルアートであったりとか、スポーツ動画のデジタルトレーディングカード、あるいは仮想空間における不動産売買など様々な取引が行われておるところでございます。

県内におきましても、明和町で明和観光商社が、地域文化のデジタル実装に向けてということで、町内にある神社のデジタル御朱印をNFTで発行する実証実験を実施したところでございます。

国におきましても、先日閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の中で、経済社会の多極集中化の取組の一つとして、このブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備について検討を進めるとされたところでございます。

Web3.0というのは、次世代インターネットということで、今をWeb2.0とするということでございますけれども、このように今後、このNFTを利用するための法整備等の環境整備について、検討が進められていくものと考えてございます。

NFTにつきましては、今の段階ですと、まだデジタル技術に感度の高い方々の間で利用されているというようなところもございまして、多くの方々

が知っている、あるいは理解しているという状況ではまだないのかなと認識してございます。ですので、どういった施策で活用することができるのか、効果的なのか、またどういう方に訴求することができるのかということの検討が必要と考えておまして、NFTの最新の動向であったりとか、利用環境整備に係る国の動きであるとか、他の地方自治体における活用事例等を収集しまして、関係部局とも情報共有しながら、施策における活用について研究していきたいと思っております。

[27番 稲垣昭義議員登壇]

〇27番（稲垣昭義） これからのということですので、提案も込めて、今、お話しさせていただきました。

本県でも明和町で実証実験が始まっているということも今お聞きしましたので、ぜひ取組を進めていただきたいと思っていますし、こういった部分は、まだ感度の高い人たちだけがとかデジタル技術が使える人たちだけがとの今、答弁でしたけど、スピードが本当に速いものですので、恐らく私が今本会議場でこれを話していると、来年にはこのNFTというのは、活用している自治体もたくさん出てきているという、そのぐらいの勢いで広がっていくものだと思いますので、ぜひそういったスピード感を持って、先にやった者勝ちとは言いませんけど、やっぱり先にやるメリットというのは必ずありますから、そういった取組をぜひ三重県は進めていただきたいと思っていますし、もう観光局長には聞きませんが、観光資源を活用していく意味でも、海外へこれを売り出す意味でも、非常に効果的だということを思っていますので、ぜひ一緒に連携して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、またこれも地方創生のつながりではあるんですけども、ワーケーションの取組について質問いたします。

昨年7月、紀伊半島三県議会交流会議が、コロナ禍ではありましたが、青木前議長の強い思い入れで開催されました。そのときのテーマの一つが、ワーケーションでした。和歌山県、奈良県、三重県の3県が連携することの

スケールメリットなど様々な意見交換がなされました。

本県も、コロナ禍後の新しい働き方の形として、ワーケーションのニーズに応えるための取組に力を入れていただいております。本県のワーケーションポータルサイト、とこワクを見せていただきましたが、非常に分かりやすい、いいサイトになっているなど感じました。特に、伊勢志摩、東紀州の自然や農林水産業を生かしたワーケーションの取組に力を入れていただいております。

私は先日、石垣島に新しくできた株式会社カヤックゼロが運営するワーケーション施設を視察し、話を聞かせていただきました。そこでは地域通貨まーるというのを絡めたワーケーションの取組をやっています、(パネルを示す)これが、こんな古い施設を活用して、コワーキングスペースにしているんですが、大きく「まーる」と書いてあるんですけど、この地域通貨のまーるを活用してワーケーションの取組を進めようということをやっています。

これ、写真を撮ってきたので、中だけちょっと見ていただくと(パネルを示す)、中にはコワーキングスペース、離島がたくさんありますので、それぞれの部屋が全部、島の名前になっていまして、なかなか島の名前が好評やということをおっしゃっていましたが、これは石垣島ならではの取組だと思っておりますが、こういった地域通貨を絡めた取組というお話を聞かせいただきました。副業が認められている企業も現在では増えてきておりますけれども、実際、やっぱり副業禁止という企業はまだまだある中で、例えば報酬をこのまーるのような地域通貨で受け取るといった仕組みができると、移住やワーケーションがさらに進むのではないかと感じました。

本県では、先日、大型複合リゾート施設のV I S O Nがデジタル地域通貨M i e e c o i nを導入すると報道されておりましたが、ぜひ、このような地域通貨をワーケーションやふるさと兼業、あるいはふるさと副業の取組と絡めた新しい仕組みを考えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、私の住む四日市市では、近鉄四日市駅周辺にコワーキングスペース

が増えてきました。ぜひこのような施設とのコラボレーションも御検討いただき、ワーケーションの取組を進めていただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） ワーケーションの促進の県の取組について御質問いただきました。

先ほど議員からお褒めいただきましたワーケーションの本県の情報発信については、とこワクワーケーションサイトでいろんな宿泊施設などの紹介をさせていただいておるとともに、AIシミュレーションを使ってマッチングなども行っております。今年度は、そのサイトの充実やキャンペーン、メディアツアーなどをやって積極的なプロモーションを予定しております。

また、先ほど地域通貨の話をしていただきました。令和2年度から必要な環境整備を行って、モデル事業などに取り組んでおります。今年度は、企業と連携して、セミナーとかディスカッションを使って、例えばワーキングをつくるなどして、企業のニーズの掘り起こしや課題の把握を行っていきたく。その上で、課題の解決やワーケーションの発展につながるよう様々な取組を検討していきます。その中で、このプログラムをつくる時に、専門家も招いて、例えば地域課題の解決であるとか、SDGsに資するなどそういうことも考慮しながら、より訴求力のあるワーケーションプログラムを造成していきたいと思。そのような様々な話合いの中で、例えば、いろんなところとコラボレーションできるということも検討していきたいと思。

今後も、そのように市町や関係団体等とも連携して、企業ニーズを踏まえて、県内の受入環境の充実を図るとともに、三重の魅力をちゃんと発信して、三重県がワーケーションの目的地に選んでもらえることを目指して取り組んでまいりたいと思。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、もう時間がありませんので最後にしますが、このワーケーションの話をいろんな方から私も聞かせて

いただいたんですが、移住との絡みでいくと、やっぱり家族で来ていただくというのは結構重要だということを言っていて、そういった取組にどうつなげていくか、ワーケーションだけじゃなくて、やっぱり移住も含めたそういう取組にどうつなげていくかということは非常に大事だということを聞きましたので、ぜひそんなことも視点にやっていただきたいと思いますし、四日市市のコワーキングスペースも恐らくこれからちゃんと加えていただけるんだろうと思いますので、ぜひそんな中にも入れていただきたいと思います。

それでは、今日は長期的な課題をもうたくさん議論させていただきましたし、提案もさせていただきましたが、特に、教育長、学校から日常にもどせば、短期的な、今すぐの課題ですので、これについてはぜひとも取組をいただきますように、今でもやっていただいていますけれども、これから積極的にやっていただきますように、そして知事からもメッセージを出していただきますようお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。41番 津田健児議員。

[41番 津田健児議員登壇・拍手]

○41番（津田健児） 自由民主党、津田健児でございます。

私も何十年前、最年少議員として立たせていただきました。心臓ばくばく
で何を質問したのか、本当に覚えていないぐらい緊張したことを思い出しま
した。そう考えると、石垣議員とか、もうすごい立派な質問をしていたので、
今から質問するのも恥ずかしいぐらいの内容になりますけれども、通告に従
いまして、リラックスして聞いていただきたいと思います。静かに質問しま
すので、よろしく願いいたしたいと思います。

知事は、今回示された強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）、みえ元気プ
ラン（仮称）を、強いリーダーシップの下、的確かつ迅速に進めるために、
4月の組織改編において、人口減少対策、災害即応・連携体制の強化、ゼロ
エミッションプロジェクトの推進に対応した組織を設置していただいたと理
解しております。

今回の質問では、この新組織に関することを中心に質問させていただきま
す。

まず、人口減少対策ですが、4月に戦略企画部に人口減少対策課が新設さ
れました。5月30日には、第1回人口減少対策推進本部会議を開催していただ
きました。年内に対策方針を策定していただけるとお聞きしましたので、
本日はこれまでの取組で私が少し気になっている点について申し上げます
ので、今後の推進本部会議での議論に、参考にしていただければと思います。

それでは、初めに、自然減対策、中でも少子化対策についてお伺いします。

県内の合計特殊出生率は、2020年で1.42となっており、全国平均1.33より
は高いものの、国や県が目指す希望出生率1.8とは大きくかけ離れています。

三重県では、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊
かに育つことのできる三重を目指すため、令和6年度までを計画期間とする
第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプランを策定しており、このスマイ
ルプランにおいて、合計特殊出生率を1.8台に引き上げることを総合目標と
しています。みえ元気プラン（最終案）でも、この目標1.8台の達成は難し

い状況にあるとしていますので、今後のスマイルプランの目標値の見直しも必要になってくると考えます。引き続き執行部での積極的な御議論をお願いします。

また、みえ元気プラン（最終案）では、「政策15 子ども」の中で、「施策15-4 結婚・妊娠・出産の支援」のところですが、K P Iがみえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント数やセミナーへの参加者数など、アウトプット指標のみとなっていました。この施策は、出生率の上昇にもつながる重要な施策の一つです。施策の実施により発生する効果、成果を表すアウトカム指標の設定が難しい施策の一つだとは思いますが、評価を行っていく上でアウトカム指標が必要ではないかと思っています。

続いて、少子化対策の取組について、教えてもらいたいと思います。

少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化、出生率の低下であり、それらの背景には、複数の要因があることは周知のとおりです。

結婚、妊娠、出産、仕事と子育ての両立、仕事による子育て支援、多子世帯への支援など、ライフステージごとの支援を総合的に充実させる必要がありますが、県としては、市町や国、民間等との役割分担の下、重点分野を絞り施策を集中させていく時期に来ています。

当初は、市町や民間の意識醸成も重要だったため、全て県が関わる必要があったかもしれません。しかし、改めてこれまでの成果をしっかりと分析し、様々な支援策、例えば地域における総合的な結婚支援、あるいは婚活支援や不妊治療保険適用拡大、出産育児一時金、保育所等での子育て支援などがありますが、婚活イベントなどは市町が単独あるいは複数で取り組みればいいと思います。

広域自治体である県として、効果のあった施策に注力すべきだと思います。人やお金といった資源は限られています。市町や国、民間等との明確な役割分担の下、トータルとして切れ目のない支援を県民に提供することが重要と考えますが、これまでの取組の総括とともに、お考えをお聞かせください。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） これまでの少子化対策の取組の総括評価と、新しい計画の、特に結婚、妊娠、出産の支援の数値の設定等の考え方についてお答えします。

県では、議員が御紹介していただいたとおり、希望がかなうみえ子どもスマイルプランを策定して、若者の結婚、妊娠、出産、子育て、そのいろんなライフステージごとに働き方も加えて、切れ目のない取組を進めてきました。また、プランの中では、優先度が高い課題、若者の雇用であるとか不妊治療とかそういう集中的に取り組むものを重点的な取組と位置づけ、数値目標を設定して進行管理を行っています。

これまでの取組の成果なんですけど、例えば、子育てと仕事の両立を応援する上司、経営者であるイクボスの普及に取り組んだ結果、NPO法人が行うアンケート調査で2回連続、都道府県部門で第1位を獲得するという事であるとか、全国に先駆けて県独自の男性の不妊治療費への助成を始めたんですけど、それをきっかけに国の制度構築へとつながった、そのようなことが一例として挙げられると思っています。

一方で、議員もおっしゃっているように、未婚率がどんどん上昇するばかりであるとか、理想の子ども数と実際の数に差があること、加えて、一定の改善は見られるものの男性の育児時間が女性に比べて依然として少ないことなど、解決しなければならない課題は多くあります。

これらの課題解決に向けては様々な取組を行う必要があります、そのためには、保育であるとか子育て支援、母子保健など直接的な住民サービスは身近な市町で担ってもらうのがいいと思うんですけど、人材育成であるとかサービスの標準化など広域的に取り組む必要のある部分については県が行うなど、内容や対象によって市町や県、国、民間企業等で役割分担をしっかりと考えながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

今年度の取組においてなんですけど、一つは出会いの支援なんですけど、これまで県がどちらかというと中心的に取り組んできたんですけど、今年度は、複数の市町が連携しながら中心になって考えてもらって、それを県が後

ろからサポートするというような取組に変えていくとか、例えば、不妊治療はこの4月から保険適用化になりましたので、これから治療を受けられる人というのはどんどん増えてくると思っております。そういう中で、働きながら治療を続けるという方が増えてくると思いますので、その治療と仕事の両立支援のほうに取組のほうも重点化し、シフトしていけたらと思っています。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行によって、企業における男性の育児休業取得の増加が期待されるため、社内研修で活用できる資料であるとか手順書を提供するなど企業が企業の中で主体的に取り組む、そういう取組をサポートする側面支援のほうに県の取組もシフトしていけたらと思っています。

なお、県では、仮称ですけど、人口減少対策方針を年内に取りまとめることとしておりますし、これによって、全庁横断的に取り組む三重県人口減少対策推進本部や県と全ての市町が参画するみえ人口減少対策連携会議等の場で議論をしっかりと進めながら、少子化対策に係る具体的な取組も検討していけたらと思っています。

続きまして、新しい計画の結婚、妊娠、出産の支援の数値の設定についてお答えします。

これは本当に自分らも悩ましかったんですけど、一つ設定のときに考えたのが、やっぱり結婚にしろ、妊娠、出産にしろ、個人の希望をかなえることをどうサポートできるかということが行政の大きな役割と思っています。

そういうことで、一つは、数値を掲げて、これだけ結婚、これだけ出産というように捉えると、場合によっては、行政が結婚とか妊娠を強要するようにも取られかねないのかなというような懸念をしました。

それと、やっぱりセンシティブな個人情報に係る部分でもありますので、なかなか当事者の皆さんから確認するのが難しいというようなこともあります。例えば、不妊治療なんですけど、県は治療を受けている方にアンケートも取っておるんですけど、休暇とかもらうときに、上司の人に結果を今回ど

うやったと聞かれて、今回駄目でしたとか、そういうことを言わないかんのがやっぱり心理的にも負担になって、仕事を辞めてしまったというような意見も聞かせてもらっています。

そういうこともありまして、今回は県の取組によって、その注力によって数字の動きが分かりやすいものを指標として設定しています。

まず、出会いの支援なんですけど、未婚の方の結婚しない理由で大きいのは、出会いがないというのが一番多くあります。そういうのもありまして、今回、みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント、セミナーや交流会とかの数を指標にして、県の取組の度合いが分かるのかなということでさせてもらいました。

また、思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数については、ライフプラン教育を、これから結婚したり、家庭を持ったり、どんな人生を歩んでいくか、若いうちからしっかり考えてもらうということをやっているんですけど、教育全般がそうやと思うんですけど、こういう取組をしっかりとやって結果が出るのがやっぱりじわじわと長期間かかるということで、まずはそういう学校の中で体制がしっかりつくれるようにということで、養護教諭の参加者数を指標に挙げております。

それと、不妊症サポーターの養成数、不妊の関係なんですけど、先ほども言いましたように、これから企業の中での支援をサポートすることが重要になってくるのかなと思っていて、不妊症サポーターの養成数を挙げていて、この人たちは、企業の中で総務とか労務とかに当たる、不妊治療のことをよく理解した上で寄り添いながら、相談に応じて橋渡しをしてもらえる、そういう人材を県内の企業の中でつくっていったらということで設定しております。

本当に指標は難しい部分があるんですけど、しっかり子ども・福祉部としても少子化対策について、これからもどういう部分に重点を置くか、よく考えてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

[41番 津田健児議員登壇]

○41番（津田健児） 大変丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございます。

やっぱり魂の籠もっていない質問だから、なかなか聞いていても、何というか私の質問が駄目なのかなと思って反省しておったところです。

ただ、指標を設定するときには、例えばセミナーの参加者数だとかは、上司からきつく言うたら参加者数だけは伸びるだとか、そういうアウトプット指標ではなくて、アウトカム指標を積極的に入れていかないと、何か評価は高いけれども結果的に出生率は伸びないということをこれまでしていたので、やっぱりその繰り返しはしたらあかんのかなと思います。

出生率1. 幾つとなると、丁寧な説明が必要だし誤解を生ずる可能性もあるけれども、例えば、希望する子どもの数と実際の数の差だとか、この三重県は子どもを産んで子育てする環境や社会になっていますかという質問の回答数がこれだけだとか、やっぱりアウトカム指標というのは積極的に入れていかないと、これからまた10年、20年失敗するんじゃないかなと思っています。いずれにしろ、方針を立てていただくわけでございますので、その過程でしっかりと議論ができればなと思っています。

次の質問に行きます。

次に、社会減対策、とりわけ移住の促進は、課もつくっていただきましたので、知事の熱い思いがきっとあると思います。

令和2年度の三重県への移住者数は514人、令和3年度は541人と聞いています。一方で、他県の移住者数は、令和2年度の数値になりますが、香川県は2721人、鳥取県は2136人となっています。数字だけを見ると三重県の約4倍ですが、本当にこれだけの差があるとは思っておりません。この大きな差の原因は、単なる集計方法の違いだと考えています。三重県の数値は、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数です。この移住者数の中には、市町の補助制度の利用者や空き家バンク、市町移住相談窓口の利用者のほか、県施策の利用者を入れています。一方で、香川県は、市町で転入手続の際に

実施している任意のアンケートなどの結果を各市町からの報告に基づき集計しています。もちろん集計に当たっては、進学や転勤等による一時的な転入を除いています。

私が言いたいのは、施策を考える上で、正確な実態把握が必要ということです。他県との大きな差があれば、それはどういう理由なのか分析しないと分かりませんが、県や市町の施策を利用せずに移住している人が多いのであれば、そこへのアプローチなども考えていく必要があるように思います。

また、相談件数を見てみると、三重県の令和3年度の相談件数は1294件で、その内容は、東京が946件で全体の73.1%、これは恐らく有楽町のええとこやんか三重移住相談センターの相談件数だと思います。次に、多いのは、本庁が289件、22.3%、その次に、大阪、名古屋、これは恐らく移住相談会の相談件数だと思いますが、大阪、名古屋合わせても5%もありません。また、ここに市町における相談件数は入っていません。移住者数の集計には、市町の施策を利用した人も入っていますが、相談件数については、市町に相談した件数は入っていません。

さらに移住相談は、どこに、どの市町に移住するかといった地域の相談のほか、住まいや仕事の相談など時間がかかります。1日では終わらず数か月かかる場合も多いと思います。相談件数には、新規の相談と継続の相談があるほか、継続の相談には、こちらから発信するメールや電話の相談の件数も入っていると思います。例えば、継続の相談者に、その後どうですかとメールや電話をした場合などです。相談件数イコール相談人数ではないということです。

残念ながら、実際の相談者数や新規の相談者数、継続相談者数は、県では把握していないようでしたが、私は、相談件数より相談人数が大切だと思っています。昨年度は、何人の方が新たに三重県に興味を持ってくれたのか、新規の相談人数を知りたいと思いませんか。どれくらいの方が、今、三重県への移住を検討しているのか、そうした数を把握する必要はありませんか。実質の相談者数と大きな差がある。メールや電話、面談など延べで積み上げ

られた相談件数1294件に意味はあるのでしょうか。

私は、東京有楽町の移住相談センターを訪れたことがあります。三重県ブースには相談者は誰もいませんでした。移住相談センターの1日の平均訪問者数を聞いてみたところ、正確な数値は分からないようだったので私が計算してみました。令和3年度における東京の相談件数946件のうち、移住相談センターで受ける相談が9割とのことでしたので、単純計算で約850件、さらに、相談方法のうち対面相談の場合が25%とのことでしたので、約210件となります。1年間で移住相談センターに直接面談に来られる方は、延べ数で約210人だということです。令和3年度は、新型コロナの影響もあるかもしれませんが、1日1人にも満たない値になります。この数字は多いのでしょうか、少ないと評価するのでしょうか。

繰り返しになりますが、施策を考えていくためには、実態を把握することが大変重要です。正確なデータ分析に基づき施策を立案し、予算を配分することが重要であることは言うまでもありません。みえ元気プラン（仮称）（最終案）の「施策9-2 移住の促進」には、移住者数、相談件数がKPIとして設定されていますが、三重県では今後もこれまでと同じ集計による数値を根拠に施策を考えていくのでしょうか。

県のデータによると、移住相談は7割が東京であるのに対し、移住者は6割から7割が東海、近畿です。これはどう分析したらよいのでしょうか。東京には、移住相談センターという相談拠点があるので、継続で相談する人は多いです。継続相談の回数が延べ相談件数としてカウントされているだけで、実際の相談人数は少ないということでしょうか。私にはよく分かりません。私は、実人数で議論すべきで、そのほうが分かりやすいと思います。

そういった移住の実態を踏まえていただいて、今後は、東海、近畿で移住者や相談件数が多いのであれば、拠点を増やすなど相談体制を強化し、逆に東京が少ないのであれば、移住相談センターは費用対効果を見て、センターの在り方についてしっかりと議論していただきたいと思います。

移住の実態把握方法、移住者や相談件数の集計方法を改めて整理する必要

があると考えますが、どうですか。また、近年の移住施策は、移住コンシェルジュなどの取組も進んでいると聞いています。これまでの施策の効果、成果をどのように評価するのかお聞かせください。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（後田和也）** これまでの移住の取組について御質問いただきました。

まず、移住の実態を把握するための指標でありますとか集計方法、こういった部分について御質問いただきました。

そうした移住の実態を把握するための指標について、議員からも御紹介のあったように、いろんな指標を取っているところがございまして、全国的になかなか統一されたものがないという状況でもあるんですが、御紹介いただいたように、本県におきましては、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数、それから移住相談件数、この二つを使用しているところでございます。

このうち、移住者数につきましては、県及び市町が行う移住関連施策の利用者を把握することで、移住者の基本的な属性だけではなく、移住のきっかけでありますとか、三重県への移住を決めた理由など多くの情報を収集しやすく、分析しやすいという利点がございまして、そうした結果を今後の具体的な事業展開に生かすことができることから、施策を利用して移住した方を移住者数として捉えているところでございます。

また、移住相談件数につきましては、本県への移住者を増やしていくために、三重県に関心を持たれる方、つまり新規の相談者を増やしていくことは大変重要なことだと考えておりますが、一方で、議員のお話の中でもありましたが、移住というのは1回の相談でなかなか決まるということではなくて、本県への移住の実現性を高めていくためには、相談者の方に寄り添った粘り強い対応が必要であり、一人ひとりの相談者のニーズに対して、丁寧に数多くの相談を重ねていくことが大切であると考えているところでございます。このため、複数回の相談でありますとかフォローも含めた全ての対応件数を

指標としているところです。

これらの指標については、県や市町が行う取組がどのように成果につながっているかを把握しやすいこと、また継続して数値を経年で捉えておりますので、その経年の傾向という部分を分析することができるという利点がございませう。そうしたことから、現時点では、この指標、集計方法というのが、私どもとしては有効なものと考えておりますが、今回、議員のほうからも御紹介のありました他の指標でありますとか集計方法、こういったものも研究させていただいて、よりふさわしいものはないかということを考えながら移住の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、実際の相談体制等の状況でございますが、本県への移住者数というのは、平成27年度以降6年連続で増加してきておりまして、累計で2460人となるなど一定の成果が出ているものと考えております。これにつきましては、県や市町によるきめ細かな相談対応でありますとか、施策の充実が主な要因であると分析しております。

まず、日本の総人口の約3割が住んでいる首都圏につきましては、国としても一極集中是正に向けた取組を進めていることや首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果があることから、本県への移住を促進する上で重要なエリアの一つと位置づけており、その拠点となるのが、御紹介もいただきました、ええとこやんか三重移住相談センターでございます。

移住相談センターでは、本県の風土でありますとか自然、アクセスといった基本的な紹介から、住まいや仕事、子育てなど、移住希望者のニーズに沿った幅広い分野の相談対応でありますとか情報発信に至るまでの取組を市町とも連携しながら進めているところでございます。移住相談センターを置いておりますふるさと回帰支援センターは、大阪府を除く46都道府県の情報発信拠点となっており、そうした全国の数ある候補地の中から三重県に関心を持っていただいて、選んでいただくための拠点として、引き続き積極的に活用していきたいと考えているところでございます。

また、本県への移住者は、議員から御紹介いただきましたように、東海、

近畿からが多数を占めております。これらの地域は首都圏とは異なり、三重県に地理的にも近く一定の予備知識があり、心理的にも親近感があることから、本県への移住促進を図る上で非常に重要なエリアであると考えております。これらの地域の方々からは、これまでの相談会等におきましても、具体的にもう住みたい地域があるんだというような非常に明確な具体的な相談が多く、いかにそうしたニーズに応じた具体的な情報提供ができるかというところがポイントになっているところでございます。そこで、これまでの相談の傾向を分析、研究しながら、既にこうした三重県を知っていたいただいているの方々に対して、あと一押しとなるような、移住したいという気持ちを高められるような情報の発信など戦略的な方策が必要ではないかと考えておりました。そうした検討でありますとか試行錯誤を続けていきたいと考えているところでございます。

今後も大阪・関西万博の開催でありますとかリニア中央新幹線の開業などを契機とした人や仕事の流れの変化や注目度の向上などによって、三重県への移住ニーズはさらに高まるものと認識しております。

これまでの移住促進の取組の効果検証をしっかりと行いながら、また、必要な見直しも行いながら、県全体における人口減少対策に係る議論や詳細の調査分析なども踏まえまして、関係部局や市町とも連携しながら取組の充実を進めてまいりたいと考えております。

〔41番 津田健児議員登壇〕

○41番（津田健児） 東海圏や関西のほうは力を入れるけれども、何か今までどおりさせていただきますみたいな答弁で、津田議員の意見もちよっと研究しますよというようなまとめだったと思いますけれども。

話は変わりますけれども、山本太郎さんって、有名な方じゃない方でチヌ釣り師の山本太郎さんというのがいますね。私、一時はまって、本当に寝る前はその山本太郎さんの動画をずーっと見ていたんです。三重県の釣りツーリズムは、来年ゆっくり、しっかりとしようかなと思っているんですけども、その山本太郎さんは大阪府の出身で住んでいたんですが、三重県の

釣りフィールドがすごくすばらしいと言って、多分、県の施策だとか市町の施策、サービスを得ずに、釣りフィールドがすばらしいからと言って三重県に移り住んだんですね。さっき香川県、鳥取県が、三重県の何倍だと話をしましたけれども、県や市町のサービスを受けずに山本太郎さんのように三重県に移住したいという方がよりたくさんいるのであれば、やっぱり釣りフィールドだけじゃなくて、その人らに対する支援ってもっとあると考えるのが普通だと思うんですね。

だから、さっきの統計の取り方だとか分析の仕方だとか、何か目新しい答弁はなかったけれども、あんまりきつく言いませんけれども、もうちょっとしっかりと考えていただいたほうがいいかなとは思いますが、知事、何か。マスクを外せますか。ここじゃないとやっぱりマスクは外せませんよね。もし、知事、聞いていて何かありましたら、お願いします。

○知事（一見勝之） 答弁の機会を頂戴しましたので、マスクについてちょっとだけお話ししますと、我々、あそこで答弁するときの答弁の後、消毒がなかなか難しいところで、議員の皆さんはそちらで質問されるときに、1人質問が終わるとそこを消毒してということを伺っていますが、我々、入れ替わり立ち替わりで答弁せなあかんものですから、飛沫が飛んでしまうのでということが一つあります。あとは、時間がたってくると、僕は、行っても大丈夫じゃないかとは、実は思っているんです。ただ、先ほども言いました日本人の国民感情、三重県の人の慎重な感情、これにもやっぱり配慮しながら進めていくのかなと思っていますので、しばらくはちょっとマスクをつけてやっていきたいなと考えているところでございます。

私の大阪府の友人も、実は三重県に釣りにようやってくる、こんなにいいところはないぞと言っております。津田議員からも釣りに行かないかというのを誘われておまして、私も行きたいという気持ちを持っているところでございますけれども、行って、津田議員に御迷惑をおかけしてはいけないので、まずはその友達と一緒に行って、ある程度慣れてから、津田議員の釣り術について御教示いただきたいなと思っていますところでございます。

移住についてもそうです。少子化についてもそうですが、まだ、緒にも就いていないかもしれません。ようやく組織をつくって、これからほかで頑張っているところの事例を研究して、三重県でも何ができるか、三重県にフィットした人口減少対策を考えていくということでございますので、先ほど両部長から御答弁申し上げましたけれども、はかばかしい答弁ができとらへんのやないかというお気持ちはあろうかと思えますけれども、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。しっかりと研究しまして、三重県やとこれができるというものをなるべく早いタイミングで取り組んでいきたいと思えます。

また、移住についてはそうですし、それから少子化については、やっぱり県だけではできやんことが結構多いと思うので、国にも提言していきたいと思っております。いずれにしても、津田議員、熱心な研究をしていただいて、また、我々に温かい御指摘を頂戴いたしておりますので、これからも引き続きそういった点で、我々を叱咤激励もしていただき、励ましていただきたいと思っております。

〔41番 津田健児議員登壇〕

○41番（津田健児） 別に練習はしなくていいので、大阪府の友達ですよ、また、3人で行きたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、DXのほうへ進めさせていただきたいと思えます。

令和3年度に鳴り物入りで設置されたデジタル社会推進局、4月の第1回日経自治体DXアワードのDXリード部門賞の受賞、おめでとうございます。三重県の先進的な取組が評価されたことをうれしく思っています。

一方で、令和3年度の成果が見えてこない、感じていないという県民の声があるのも事実です。成果をまとめた動画「はじまる はじめる みえのDX～みんなでつくるデジタル社会～」があるというので、視聴させていただきました。再生回数は800回程度。もう一つ、「みえDX未来動画2050」という動画も作成されていますが、大変人気のある元AKBの高橋みなみさんを起用しているのにもかかわらず、再生回数は300回ほどにとどまってい

ます。こうした動画は、見られるようにしているだけでは再生されるものではありません。また、動画の中にも出ていますが、令和3年度に実施された県民に対するインタビューや県民とのワークショップはかなり限定的で意見を聞く人数が少ないように感じています。

総じて、私が不足していると感じる点を申し上げますと、何をしようとしているのか分からないということです。DX、デジタルトランスフォーメーションという横文字だけでも分からない人が多い中、県民の皆さんに、DXビジョンを作成しお示するという話が昨年度あったと聞きましたが、私は、従来のビジョン、文字で示すという形にこだわる必要はないと思っています。デジタル社会推進局ですから、ビジョン策定の代わりに、分かりやすい動画作成でいいと思います。ただ、しっかりと県民に見てもらおう工夫をしていただきたいと思います。そこが、デジタル社会推進局の腕の見せどころ、CDOの腕の見せどころだと思います。CDOには、もっと地域まで来ていただいて、実態を見て、聞いて、把握していただきたいと思います。

改めて、令和3年度の総括、特に成果を中心に教えていただくとともに、令和3年度作成の動画の今後の活用方法や知事が注力する人口減少対策にDXをどのように活用していくのかも含めて、CDOの思いを聞かせていただきたいと思います。

〔田中淳一最高デジタル責任者登壇〕

○最高デジタル責任者（田中淳一） それでは、令和3年度の実績成果、それから人口減少対策とデジタル社会の実現というところについて御答弁させていただきます。

デジタル社会の形成においては、デジタルを活用してどんな社会を目指すのかということではなくて、どんな社会を目指してデジタルを活用するのかといった観点がとても重要であると考えております。

そこで、予想される未来の要素を誰もが簡単に学べる動画として、先ほど御紹介もありました「みえDX未来動画2050」を制作いたしました。本動画を御覧になっていただくと、目線を合わせた対話ができるようになります。

また、本動画を活用したグループインタビューやワークショップによる対話の内容を取りまとめました「三重県 デジタル社会の未来像」を策定いたしまして、本年3月に公表いたしました。県民の皆さんが描いたこの未来像を理想状態といたしまして、実現に向けて県のデジタル戦略策定の参考としてまいります。

また、本動画を活用し、目線を合わせた上で対話を促進することによって、デジタル社会の未来像を描く、その未来像を参考に戦略や計画を策定していくという仕組みですが、いわゆるフレームワークと呼んでおりますが、フレームワークをつくり上げたことも成果の一つであると考えております。このフレームワークの活動を広げることによって、より多くの県民の皆さんの意見を取り入れた形で、デジタル政策を定期的に見直し続けることが重要であると考えています。

そのほか、社会におけるDXの領域では、先ほど御紹介にありましたとおり様々表彰もしていただいております。本県はデジタル社会形成のトップランナーとして全国をリードしております。

また、行政のDXも進んでおります。デジタル社会推進局は、全国の自治体で最も先進的な働き方、仕事の進め方の型をつくり上げました。ビジネスチャットとウェブ会議などによってデジタルコミュニケーションへの転換を図って、局の職員が最大9割在宅勤務をしても全く仕事の量も質も下がらないといった型です。結果として、コピーの使用枚数も前年比40%削減されまして、ペーパーレス化も進んでおります。来年度刷新されます市内の新たなデジタル環境を最大限生かし、DX推進スペシャリストなどを通じて、デジタル社会推進局で確立した型を各部局へ広げることによって、さらなる県民サービスの質向上を実現していきたいと思っております。

人口減少対策におけるDXやデジタル社会形成が果たす役割としては、2点に大別されるものと考えております。

1点目は、デジタルによって、今、三重で暮らす県民の皆さんの利便性を向上すること。2点目は、県外の方々にも三重が選ばれるために、仕事や暮

らしの多様な選択肢など一人ひとりの自己実現がかなう環境をつくり出すことを目指して、事業者や行政などといったあらゆるステークホルダーがデジタルを最大限に活用できる環境を整備していくことです。

人口減少に対応していくには、この2点を踏まえ、全国に先駆けていち早くデジタル社会を形成し、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県を実現していく必要がございます。

デジタル社会は、世界中で平等な競争が加速していつている一方、どこで暮らしていても努力すれば誰にでもチャンスを得られるという社会でもあります。こうしたデジタル社会の特徴をしっかりと捉えた上で、「三重県 デジタル社会の未来像」で描いた理想に向かって、人口減少対策の一助となるように、いち早く三重県でデジタル社会を実現してまいります。

〔41番 津田健児議員登壇〕

○41番（津田健児） やっぱりこの項目を入れるのを間違ったなと思って聞いておりました。私、さっぱり分からないもので、もしかしたら私だけかもしれませんが、もしかしたら多くの人もそう思っているかもしれませんし、やっぱり自分なりにもうちょっと勉強が必要だなと思って聞かせていただきました。

すみませんが、次へ進みます。

人口減少対策の推進に続く二つ目の項目に入りたいと思います。

4月に災害即応・連携課が新設されましたが、これは、災害時に市町や関係機関と連携し、より一層迅速かつ的確に対応することを手段としていると聞いております。

今後30年以内に高い確率で南海トラフ地震等の発生が予想されています。また、度重なる線状降水帯の発生など災害対応力をふだんから高めておくことがますます必要になっています。このため、県では、国や市町等と連携し、総合防災訓練等を実施していただいております。自衛隊や警察、海上保安庁などの関係機関との連携も強化していただいております。大変感謝しております。

今回、新たに設置された災害即応・連携課では、さらに訓練等を刷新して

いくと思いますが、今後の県職員の訓練はどのようにしていくのでしょうか。県職員は、県内各地に多くの方が住んでいます。いざというとき災害の最前線で活用されることになると思います。全職員を対象とした訓練は、最近ではメールにより連絡訓練だけに終わっており、実際に参集した訓練は、10年以上前の平成22年以降実施されていないと聞いております。

県内に震度5強以上の地震が起こった場合などは、全職員が参集することとなっています。新たな働き方として、在宅勤務の方も相当数いると思います。こうした方も含め、特に地震が起こった場合、自分の所属に参集が難しい方も多数存在すると思いますので、最寄りの県機関に参集となることもあると思いますが、果たしてそこに行って業務がスムーズにできるのか。集まっただけで、烏合の衆とならないか心配です。また勤務時間外の場合は、一度に全職員が集まることに問題はないでしょうか。災害が長期化すれば、交代要員もいるので、一部の職員は自宅でもよいかもしれません。全員が一度に集まらなくていいように思います。地震など、それぞれの場合に、どこの職場にどれくらいの職員が必要なのでしょうか。ふだんやっていないことは緊急時でもできません。より本番に近い想定での訓練を実施しておく必要があるのではないのでしょうか。

今年度の職員の災害対応力を高める取組について、お聞かせ願いたいと思います。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（山本英樹）** それでは、より現実に即した職員の災害対応力を高める取組について御答弁申し上げます。

災害発生時には初動対応のスピードがその後の対策の成否を分けることから、災害対策本部を速やかに立ち上げ、災害対応に当たる職員を十分に確保することが大変重要であると考えております。

過去の事例では、阪神・淡路大震災における兵庫県職員の参集率が発災8時間後で約2割であったことから、三重県ではできる限り多くの初動要員を確保できるよう、震度5強以上の地震の発生時等の非常体制として災害対策

本部を設置する場合に、全職員が参集することとしております。

具体的な参集場所については、自らの所属に参集することを基本としておりますが、もし自らの所属に参集できない場合は、職員の経験や能力を發揮できるように、自己の業務に関係がある最寄りの県機関や総合庁舎に参集し、応援要員や交代要員としての役割を担うこととしております。

参集後の職員は、災害対策本部におけます企画立案業務と災害対応業務、そして三重県BCPで所属ごとに定めております非常時に優先すべき通常業務のいずれかを行うこととしておまして、それぞれ与えられた役割をいかに果たすことができるかといったところが重要であると考えております。

そのため、発災時の災害対応について、地域防災計画や災害対策本部運営要領に定めた上で、毎年度実施している総合図上訓練等でその習熟を図っているところですが、各部局が担っている災害対応業務の具体的なオペレーションにおいて、詳細な手順の整理や訓練による検証が十分ではない状況もあります。

こうした中、本年度、災害即応・連携課を新設しまして、大規模災害発生後の初動対応について改めて検証を行うとともに、様々な切り口により実践的な訓練を実施することで県全体の災害即応力のさらなる向上を図ることとしております。

このうち、非常参集訓練については、平時の状態の道路を徒歩や自転車では参集することでは、実効性のある訓練にはならないため、新たな試みとして、例えば災害が発生してから家を出るまでの事前の準備や行動についてそれぞれの職員が実際に確認する訓練など実践的かつ効果的な方法について、今後検討を行ってまいりたいと考えてございます。

また、先ほど一部整理や検証が十分ではないと申し上げました各部局が担っている災害対応業務につきましては、今年度、部局ごとに、誰がいつ、どのように災害対応を行うのかといった視点で、オペレーションの詳細な手順を定めたタイムラインを作成しまして、部隊別訓練で検証を行い、より確実に災害対応を行うことができるよう取り組むこととしております。

災害時に全ての職員が与えられた役割を確実に果たせますように、全庁一丸となってこれらの取組を一層推進してまいりたいと考えてございます。

〔41番 津田健児議員登壇〕

○41番（津田健児） ありがとうございます。

ということは、地震か災害が起こりましたら、取りあえず今年度は、家に出る前の訓練というか、何を着て、何を履いてどうするのかということを実施訓練してやっていくということですね。分かりました。

次へ進みます。

三つ目の項目に入ります。「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの推進です。

国内外におけるカーボンニュートラルの動きが加速しています。こうした動きを受け、県では、カーボンニュートラルの実現に向け、環境と経済の両立を具現化するための「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを推進していくと聞いています。カーボンニュートラルの動きを加速するために、四日市コンビナート企業をはじめとした製造業や農林水産業など産業界の積極的な取組なしに実施できないと考えます。

これまで、産学官等の様々な主体から成るミッションゼロ2050みえ推進チームにより企業の脱炭素経営の取組を支援してきたと記憶していますが、この新たなプロジェクトでは、今後どのような方法で、産業界の参画や連携を図っていこうとしているのか、お考えを賜りたいと思います。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの推進に当たって、産業界との連携等をどのように図っていくかということについてお答え申し上げます。

このプロジェクトは、国内外で加速するカーボンニュートラルの動きを県内の産業経済の発展のチャンスと捉え、産業構造の変化への対応や新たな再生可能エネルギーの導入等を積極的に進めることで、県内の産業振興や地域経済の活性化につなげていこうとする取組でございます。

産業政策に軸足を置き、取組の柱として、自動車産業、コンビナート、カーボンニュートラルポート、再生可能エネルギー、資源の循環利用、CO₂吸収減対策としての林業、この六つを掲げて、関係部局と共に今検討を進めており、年内にプロジェクトの具体的な取組やロードマップを取りまとめていきたいと考えております。

プロジェクトを推進していく上では、事業者の主体的な取組をいかに促進するかということが重要でありまして、産業界との連携は不可欠だと考えております。このため、プロジェクトの企画段階から事業者の皆さんに参画していただき、取組の検討を進めているところでございます。

例えば、自動車産業やコンビナート、再生可能エネルギーに関しては、県内外の関係企業8社と有識者による検討会議を設置し、脱炭素社会に向けて成長が期待される産業分野や取り組むべき方策について、御意見、御提案をいただいております。これまでの議論の結果はみえ元気プラン（仮称）（最終案）にも反映させていただいたところでありまして、引き続き議論を深め、8月には報告書を取りまとめたいと考えております。

また、稲垣議員の御質問でも紹介がありましたが、四日市コンビナートにおいて脱炭素化に向けた取組を進めるため、四日市と県が共同で、関連企業18社が参加する検討委員会を設置し、課題や対応策について検討を進めております。

このほか、資源の循環利用については、産業廃棄物処理に関する事業者団体と、またCO₂吸収減対策については、林業や木材産業の関係団体とそれぞれ今後意見交換を行っていくこととしております。

このような取組を通じまして、産業界の動向や事業者の意向を踏まえた、より実効性のあるプロジェクトとしていきたいと考えております。企画段階から参画された事業者の皆さんには、今後も中心的な役割を担っていただくことを期待しております。プロジェクトを着実に推進することができるよう、引き続き産業界との連携に努めるとともに、必要な支援などに取り組んでまいります。

[41番 津田健児議員登壇]

○41番（津田健児） もうそろそろ時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。
津田議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。
20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

津田健児議員の「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの推進ということについて、関連して質問させていただきます。冷や冷やと最後までしておりました。

ゼロエミッション推進のための形は、県民の皆さんとも、市町とも、企業とも一緒になって進めていかなければならない喫緊の大切な課題だと思います。

そんな中で、国が2030年にはCO₂排出を2013年度比の50%への削減の高みを目指すということを受けて、本年度中に三重県地球温暖化対策総合計画の改定を進めているということの中で、私たちのその達成のために大きな影響を与えるのが、県民の皆さんと共に市町と一緒にのごみ焼却処理についてなんだと思います。それもあると思います。そんな中で、ごみ焼却は、直接はもう県が当たらないわけですけども、本来、市町の事業あるいは広域という形になっていますが、RDF事業との関連もありましてお伺いいたします。

伊勢広域環境組合、東紀州環境施設組合でごみ焼却新施設の建設に向けて、県も入って進めていると聞いています。2022年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が発効しましたがけれども、その前に伊勢広域環境組合、それから東紀州環境施設組合が国へ計画を提出されていて、交付金が決まっていると聞いています。プラスチック資源循環促進法の縛りのない状況、つまり2022年3月までの形の中でそれが申請されているというこ

との中で大変心配しております。

プラスチックを燃やすのか、燃やさないのかということは、これからのゼロエミッションに大きく関わるということで、伊勢広域環境組合では環境アセスメントにも入っているとも聞いていますけれども、様々な会議の中に県も入っていただいて、県と市町の関係で指導という形ではないと思うんですが、一緒になって考えていただいていると思うんですが、どのような状況でアドバイスされたり、それから一緒になって考えていただいているのかお伺いしたいと思います。

○環境生活部廃棄物対策局長（小見山幸弘） 失礼いたします。お答えさせていただきます。

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法におきまして、商品の環境配慮設計、ワンウエープラスチックの使用の合理化、市町や排出事業者等によるリサイクルを促進するための措置が定められており、県は、市町への技術的援助及び国の施策に準じた措置の実施が求められることとなりました。国においてはプラスチックのリサイクルを促進するため、新たに財政負担が生じることとなる市町への特別交付税措置等の支援を検討しているところでございます。

御案内のありました件でございますが、現在、伊勢広域環境組合と東紀州環境施設組合においては、新たなごみ処理体制に向けて検討が進められております。伊勢広域環境組合では、環境影響評価に係る準備書の手続まで終了しており、現時点では、リサイクルの受皿や財政面での課題があり、容器包装プラスチックは既にリサイクルされていますが、これ以外のプラスチックについては焼却される計画ですが、今後の状況に応じて、マテリアルリサイクルを進めていくことが検討されているところでございます。

県におきましても、プラスチック対策について、地球温暖化対策及び海洋への流出防止の観点から重要と考えており、令和3年3月に策定いたしました三重県循環型社会形成推進計画におきまして、高度なリサイクルシステムの構築に取り組んでいくところでございます。

具体的に、令和3年度はプラスチック対策として、ペットボトルのボトル to ボトルに係るモデル事業や市町、事業者と連携したプラスチックの使用製品廃棄物のリサイクルについての調査研究、具体的には津市が回収された製品プラスチックを用いて光学選別機を活用したマテリアルリサイクルの調査研究を実施し、市町や事業者との情報共有や助言を行ってきたところでございます。

令和4年度以降も引き続き市町や事業者と連携し、県内の資源循環が促進されるよう、プラスチックのマテリアルリサイクルの実証など、リサイクルの促進に取り組んでまいります。

新たなごみ処理体制の構築に対しましては、各市町等による検討会への参画などを実際行ってきておりますが、引き続き市町に寄り添った技術的支援を行ってまいります。

以上でございます。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） 今、プラスチックマテリアルの基本的な考え方の説明をいただいたと思います。

これは、東紀州環境施設組合や伊勢広域環境組合だけではなくて、全体の市町とも、また県民の皆さんの協力も得てそういうリサイクルをしていく、つまり燃やさない方向へという考え方をお示しいただいたんだと思います。現実に伊勢広域環境組合と東紀州環境施設組合では、2022年3月までの形の中で、申請をされた新しい計画を進める中で、悩んでもいらっしゃる中で、県も関わって一緒に悩んでいるのかどうか。今のが決定形ではないようなお話であったので、この軌道修正等も市町の経済的な問題であるとか様々な問題もあると思うし、そしてまた、その経済的な問題を取っ払うにはどうしたらいいとか。それと、ごみの排出量を今はプラスチックも含んだ形で計算、試算されて、計画されている施設ですけれども、それがもしプラスチックを燃やさないようにもっともっと本格シフトをしていったとしたら、規模の形も変わってくるなど、大変今後に関わる大きな問題。県と市町とがどうい

形で、いや、でも市町にはアドバイスもしていかななくてはいけない、一緒になって、ごみゼロ、プラスチックごみを燃やさないことを目指していく、そして2030年に50%削減に近い形を目指していくということですから、今後のこととして、国に要望することも要望してもらって、プラスチックを燃やさないという方針でアドバイス、方向づけをしていくことこそ大切だなど思っています。

環境アセスメントについては、知事の意見書もこれからつけなくてはいけないことになってくると思いますので、しっかりと知事の意見書もつけていただいて、一緒になってよりよい方向へと思いますので、そのことを要求いたしまして、この場は終えておきたいと思います。しっかりと頑張っていたきたいと思います。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（藤田宜三） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（前野和美） 日程第2、議案第80号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。森野真治予算決算常任委員長。

[森野真治予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、6月13日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第80号、令和4年度三重県一般会計補正予算（第1号）につきましては、去る6月8日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第80号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時31分散会